

# 認証アーキビスト実態調査結果

令和4年（2022年）9月

独立行政法人 国立公文書館

## 目 次

1	調査概要	1
	(1) 目的	
	(2) 対象	
	(3) 実施方法	
	(4) 調査期間	
	(5) 回答状況	
2	調査結果	2
	(1) 回答者の属性	2
	問1. 性別	
	問2. 年齢	
	問3. アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計（過去の勤務先を含む、1年未満切り上げ）	
	問4. 最終学歴	
	問5. 最終学歴における大学院、大学の専攻分野	
	問6. アーカイブズに関する保有資格	
	問7. 所属している学会、団体	
	(2) 現在の勤務状況	6
	問8. 現在、就業していますか。	
	問9. 現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務（評価選別・収集、保存、利用、普及）を行っていますか。	
	問10. 勤務先機関の種別	
	問11. 勤務先機関の分類	
	問12. 勤務エリア	
	問13. 現在、勤務している機関での勤務年数	
	問14. 職務基準書に定める職務は、年間を通じて全体の職務の何割程度を占めていますか。	
	問15. 職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか。	
	問16. 職務基準書に定める職務以外の業務では、どのようなことに時間を割いていますか。	
	(3) 現在の勤務条件・環境	14
	問17. 雇用形態（身分）	
	問18. 雇用契約（任用）期間	
	問19. 雇用契約（任用）期間満了後の更新の有無	
	問20. 問19で「ある」の場合、更新の回数制限の有無	
	問21. 問19で「ある」の場合、更新の上限年数	
	問22. 問19で「ある」の場合、更新が上限に達した後、改めて募集に対して応募できますか。	

- 問 23. 1か月の勤務日数（祝日のない30日の「6月」を想定して回答）
- 問 24. 1日の勤務時間（休憩時間を除く所定の勤務時間。超勤は含まない）
- 問 25. 問 17 から問 24 までの雇用形態（身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等）の満足度
- 問 26. 賃金体系
- 問 27. ボーナス・一時金（期末手当）の有無
- 問 28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面）
- 問 29. 問 26 から問 28 までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度
- 問 30. 家計の中での現在の賃金の位置づけ
- 問 31. 取得可能な休暇・休業
- 問 32. 問 31 の現在の休暇・休業制度の満足度

（4）教育・研修環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

※問 33 から問 39 については、問 11 とクロス集計を行いました。

- 問 33. 日常的に、専門的な業務について相談する相手がありますか。
- 問 34. 過去1年間に、勤務先から派遣されるアーカイブズに関する研修会・研究会に参加する機会がありましたか。
- 問 35. 過去1年間に、勤務先とは関わりなくアーカイブズに関する研修会・研究会に自主的に参加したことはありましたか。（ただし、研修会・研究会の講師を除く。）
- 問 36. アーカイブズに関する研修会・研究会を受講する場合にどのような問題がありますか。
- 問 37. アーカイブズに関する研修会・研究会の参加以外に、勤務先とは関わりなく自主的に学習や活動をしていることはありますか。
- 問 38. 問 37 で「ある」の場合、具体的にどのようなことですか。
- 問 39. アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会がありますか。

（5）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 問 40. アーカイブズ関連の仕事についた主なきっかけは何ですか。
- 問 41. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか。
- 問 42. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。
- 問 43. 認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか。
- 問 44. 認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか。
- 問 45. 問 44 で「あった」の場合、どのようなメリットがありましたか。
- 問 46. 今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。
- 問 47. もし「archivist」の日本語訳を試みるとすれば、どのような訳がふさわしいと思いますか。
- 問 48. アーカイブズを社会に根付かせるために、あなたは今後何をしていきたいですか。
- 問 49. アーカイブズを社会に根付かせるためには、今後何が必要と思いますか。

# 1 調査概要

## (1) 目的

認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、認証アーキビストの方を対象とし、現在の勤務状況、勤務条件、教育・研修環境の実態調査を実施。

## (2) 対象

認証アーキビスト 247名

## (3) 実施方法

WEB入力

## (4) 調査期間

令和4年5月25日(水) 9:00 ~ 6月15日(水) 23:59

## (5) 回答状況

回答数 208名(回答率 84.2%)

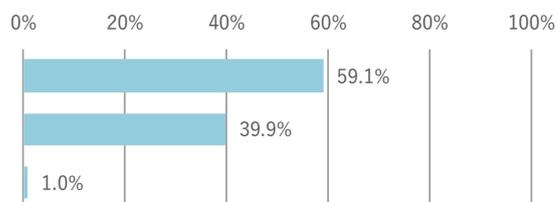
## 2 調査結果

※個人が特定されうる記述については、趣旨を違わない範囲で修正しております。

### (1) 回答者の属性

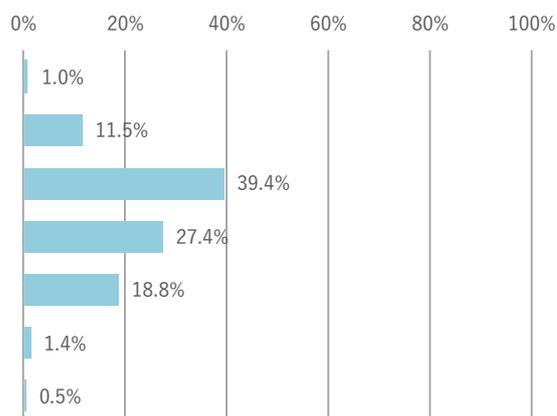
問1. 性別

	件数	%
1. 男	123	59.1%
2. 女	83	39.9%
3. 答えたくない	2	1.0%
計	208	100.0%



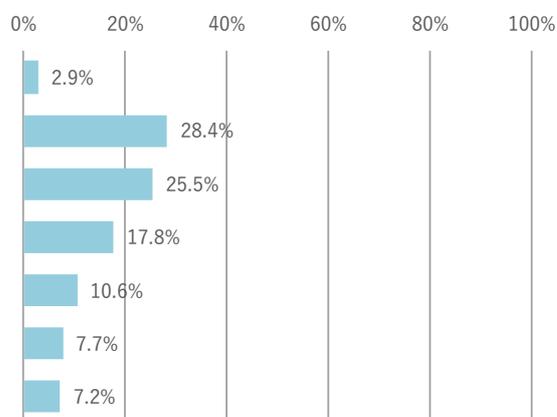
問2. 年齢

	件数	%
1. 20代	2	1.0%
2. 30代	24	11.5%
3. 40代	82	39.4%
4. 50代	57	27.4%
5. 60代	39	18.8%
6. 70代以上	3	1.4%
7. 答えたくない	1	0.5%
計	208	100.0%



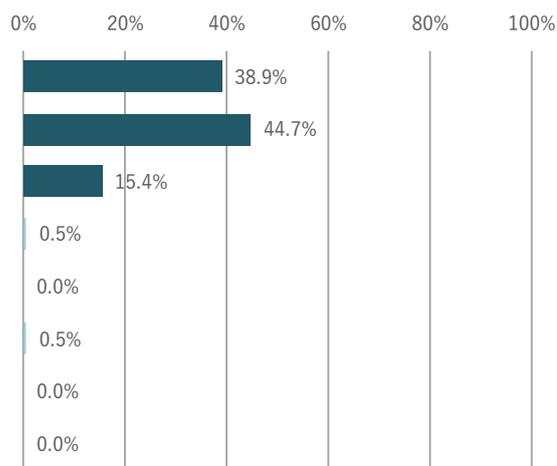
問3. アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計 (過去の勤務先を含む、1年未満切り上げ)

	件数	%
1. 1～5年	6	2.9%
2. 6～10年	59	28.4%
3. 11～15年	53	25.5%
4. 16～20年	37	17.8%
5. 21～25年	22	10.6%
6. 26～30年	16	7.7%
7. 31年以上	15	7.2%
計	208	100.0%



問4. 最終学歴

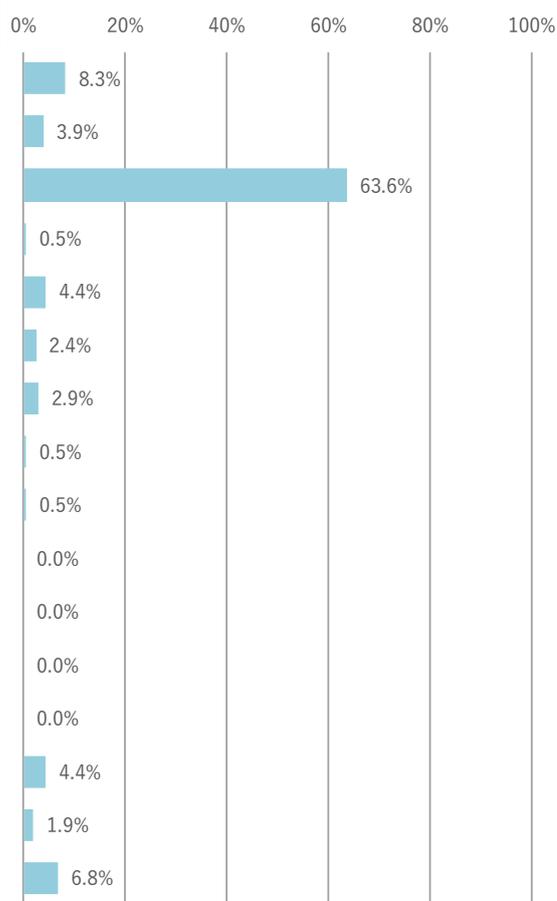
	件数	%
1. 大学院（博士課程）	81	38.9%
2. 大学院（修士課程）	93	44.7%
3. 大学	32	15.4%
4. 短期大学・高等専門学校	1	0.5%
5. 専門学校	0	0.0%
6. 高等学校	1	0.5%
7. その他	0	0.0%
8. 答えたくない	0	0.0%
計	208	100.0%



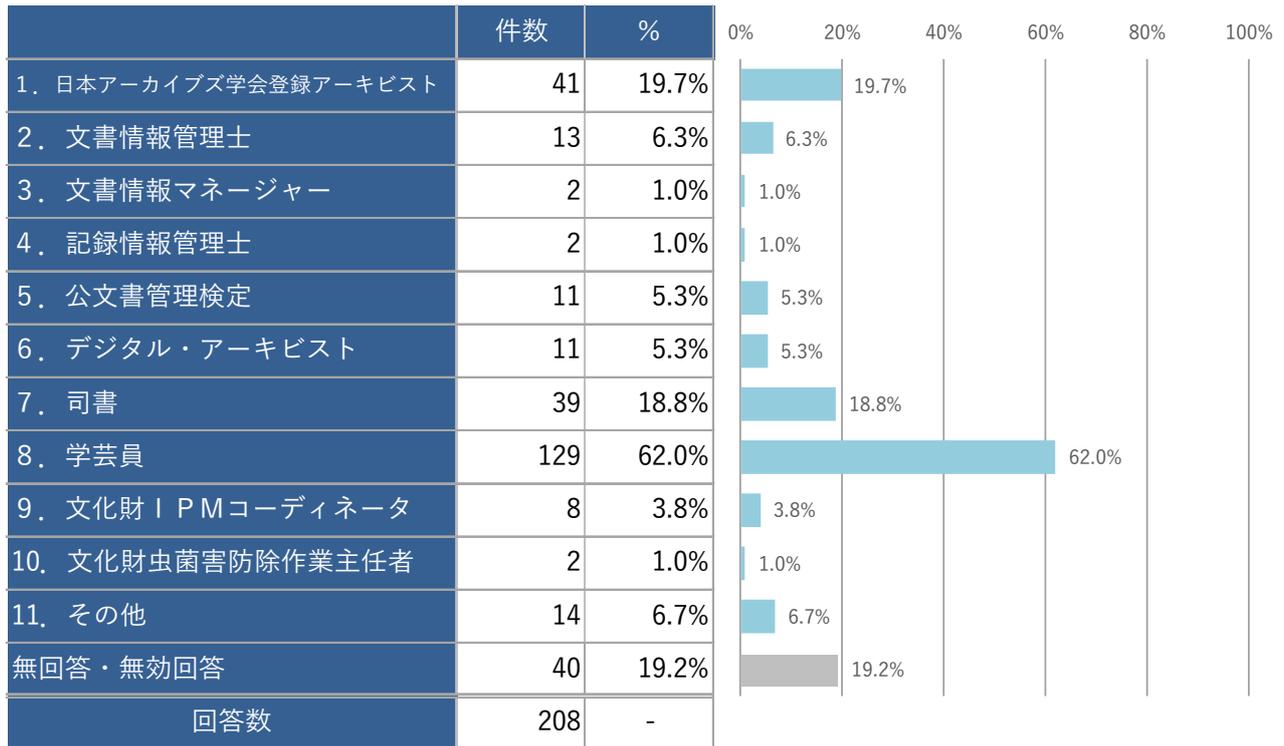
【問4で「大学院（博士課程・修士課程）・大学」と答えた方のみ】

問5. 最終学歴における大学院、大学の専攻分野

	件数	%
1. アーカイブズ学	17	8.3%
2. 文学	8	3.9%
3. 史学	131	63.6%
4. 哲学	1	0.5%
5. 法学・政治学	9	4.4%
6. 商学・経済学	5	2.4%
7. 社会学	6	2.9%
8. 理学	1	0.5%
9. 工学	1	0.5%
10. 農学	0	0.0%
11. 保健	0	0.0%
12. 商船	0	0.0%
13. 家政	0	0.0%
14. 教育	9	4.4%
15. 芸術	4	1.9%
16. その他	14	6.8%
計	206	100.0%

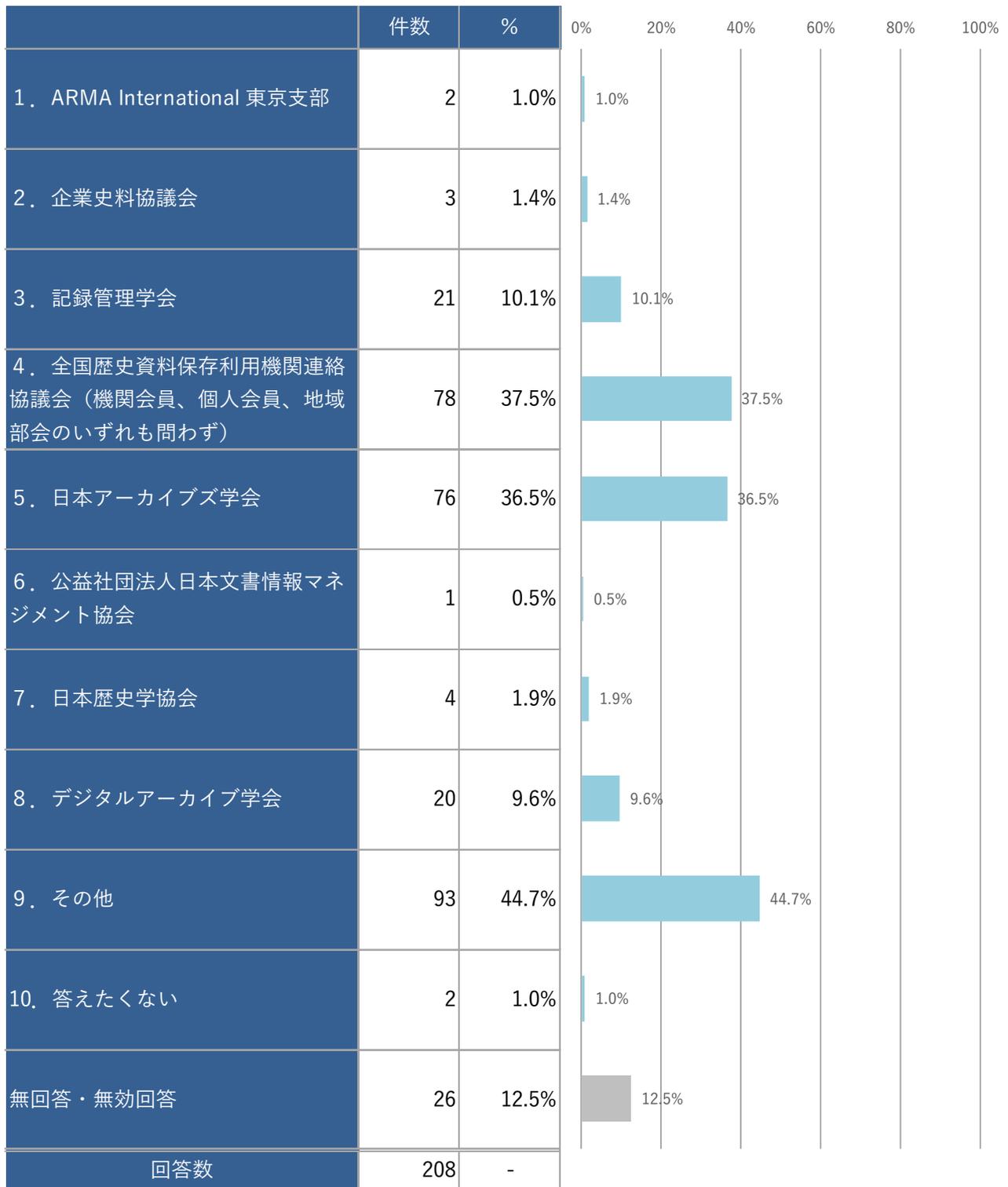


問6. アーカイブズに関する保有資格（複数回答可）



その他-自由記述
行政文書管理士（同意見2件）
個人情報保護士（同意見2件）
検索技術者検定
デジタル情報記録技術者
初級システムアドミニストレータ
高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）、中学校教諭専修免許状（社会）、中学校教諭一種免許状（社会）
司書教諭（同意見2件）

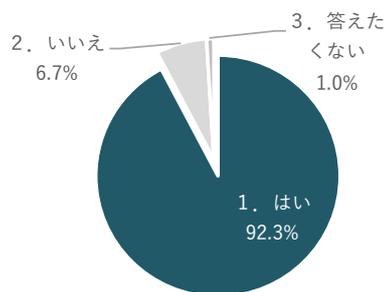
問7. 所属している学会、団体（複数回答可）



## (2) 現在の勤務状況

問8. 現在、就業していますか。

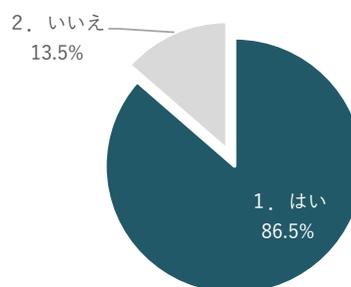
	件数	%
1. はい	192	92.3%
2. いいえ	14	6.7%
3. 答えたくない	2	1.0%
計	208	100.0%



【問8で「はい」と答えた方のみ】

問9. 現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務（評価選別・収集、保存、利用、普及）を行っていますか。

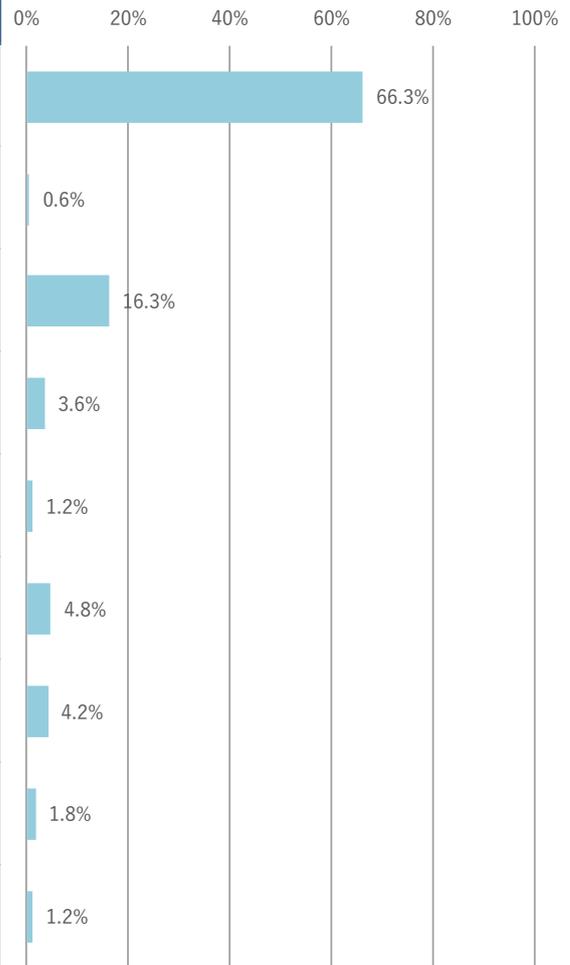
	件数	%
1. はい	166	86.5%
2. いいえ	26	13.5%
計	192	100.0%



【問39まで問8,9で「はい」と答えた方のみ】

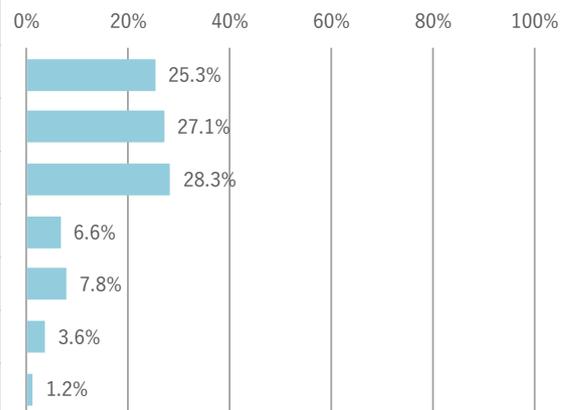
問10. 勤務先機関の種別

	件数	%
1. アーカイブズ機関（公文書館、大学アーカイブズ、企業アーカイブズ）	110	66.3%
2. 美術館	1	0.6%
3. 博物館、資料館	27	16.3%
4. 図書館（県立・市立・大学附属等）	6	3.6%
5. 自治体史編纂機関	2	1.2%
6. 行政機関 （官公庁、県庁、市役所、町村役場）	8	4.8%
7. 大学、研究所・研究機関	7	4.2%
8. アーカイブズの整理・保存・コンサルタント等の業務に関する機関	3	1.8%
9. その他	2	1.2%
計	166	100.0%

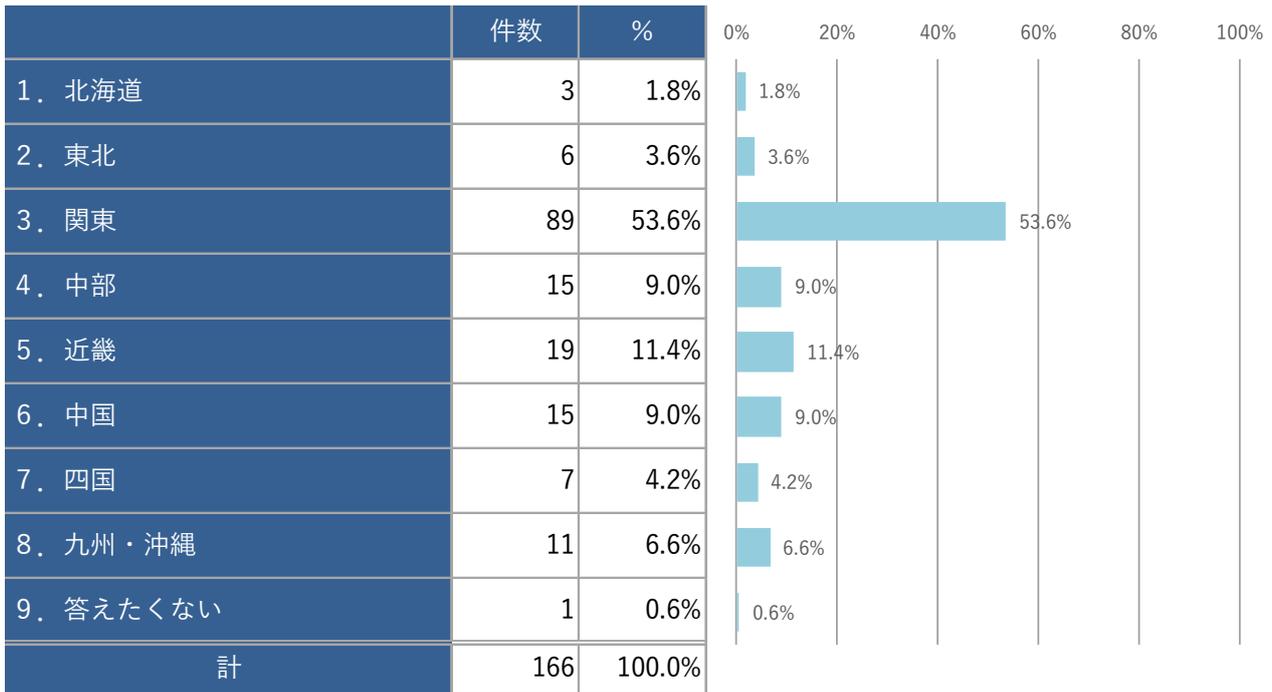


問11. 勤務先機関の分類

	件数	%
1. 国・独立行政法人	42	25.3%
2. 都道府県	45	27.1%
3. 市区町村	47	28.3%
4. 公益法人、NPO法人	11	6.6%
5. 国公立大学法人、学校法人	13	7.8%
6. 企業	6	3.6%
7. その他	2	1.2%
計	166	100.0%

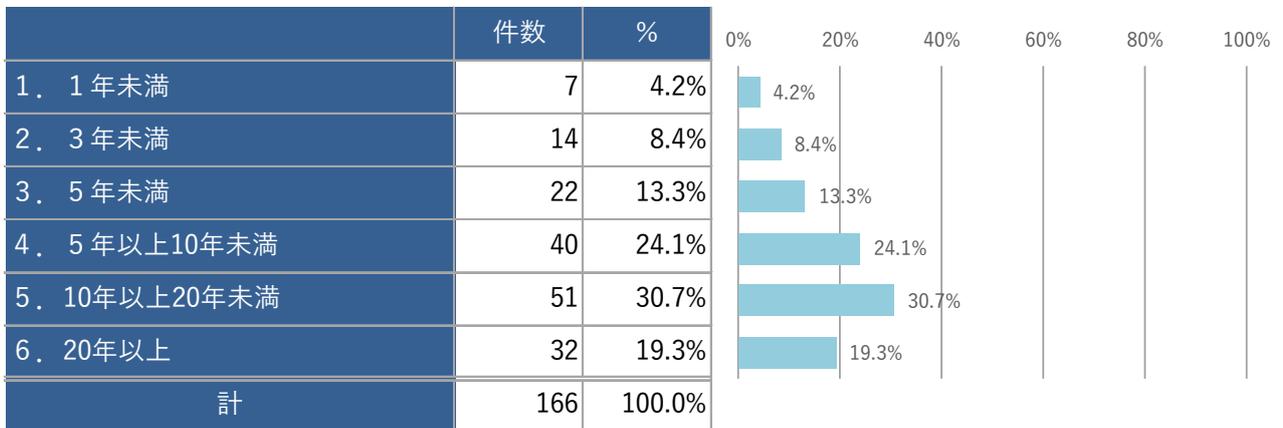


問12. 勤務エリア

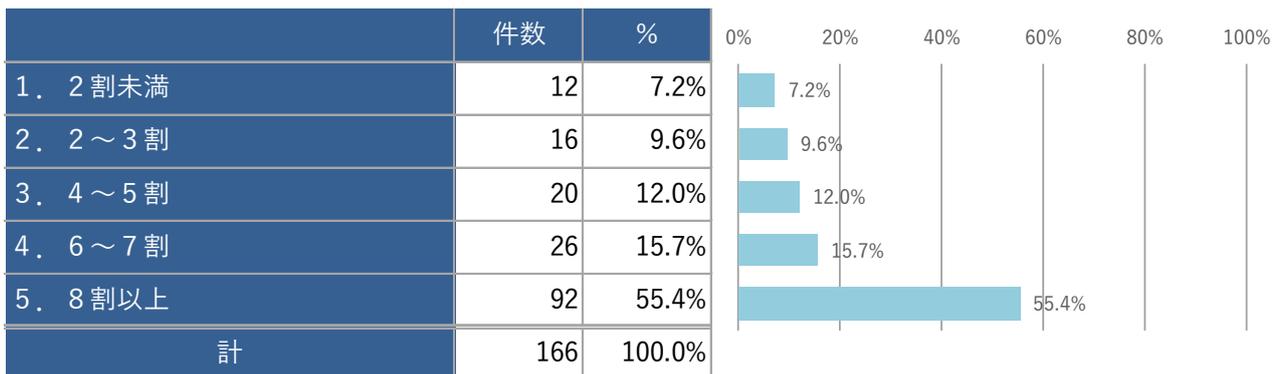


東北エリア：青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島  
 関東エリア：東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・茨城・群馬  
 中部エリア：静岡・愛知・山梨・長野・岐阜・福井・石川・富山・新潟  
 近畿エリア：大阪・京都・奈良・三重・和歌山・滋賀・兵庫

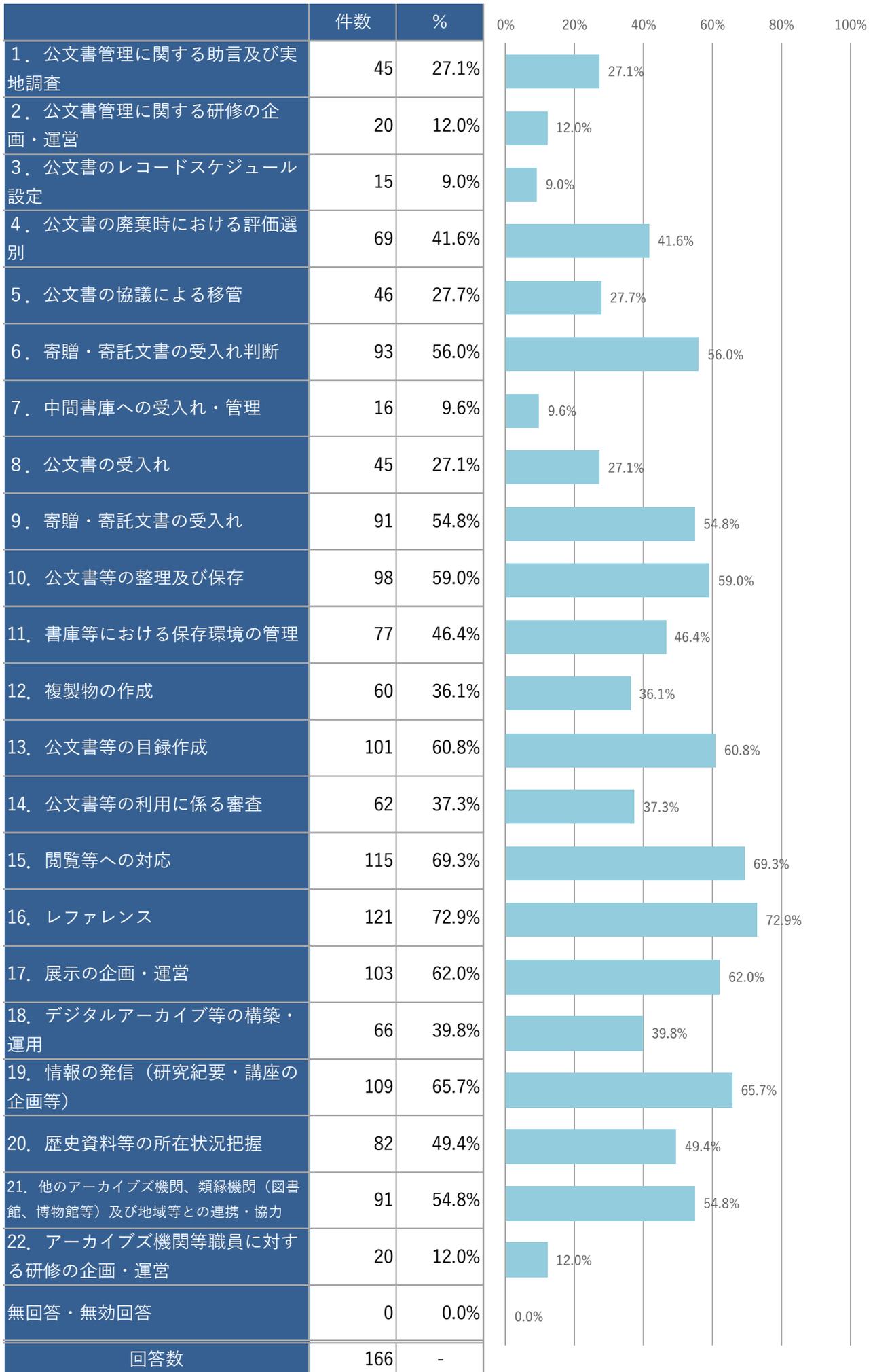
問13. 現在、勤務している機関での勤務年数



問14. 職務基準書に定める職務は、年間を通じて全体の職務の何割程度を占めていますか。



問15. 職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか。（複数回答可）



問 16. 職務基準書に定める職務以外の業務では、どのようなことに時間を割いていますか。

(自由記述)

○組織の庶務、管理業務など
管理業務。(同意見 3 件)
事務作業。(同意見 2 件)
館の庶務(予算・決算等)。
課の総務(人事、予算、施設管理含む)の統括業務。
予算、決算の執行。庁舎の維持管理等。
予算事務。
施設の管理業務。
施設管理。
館全体の管理業務。
館の運営に関する事務。
管理・庶務業務。
管理職としての事務。
管下職員の労務管理。
職員の服務管理。
社内業務、人事評価や採用面接など。
庶務経理、管理業務等。
一般行政事務(主に庶務、経理業務)。
所属機関の事務処理(書類作成・決裁事務、予算要求・執行関係業務、議会対応)。
公文書館関係の日々の事務的業務。
事務処理、書類作成。
アルバイト管理業務。
庶務事務、マネジメント業務等。
労務管理、伝票発行、財務処理。
博物館の運営・開館に関する諸業務。
組織マネジメント。
ボランティア指導、館全体業務・事業の管理・指導。
プロジェクトの進捗管理。
調達業務。
学芸業務のマネジメント。
行政の一般的事務(施設の維持管理、行政上の調査・照会への回答文書作成)、および博物館の一般的事務(施設および資料の貸出手続き、看板・広告・ウェブなどの広報物および原稿の作成、団体見学への対応、実習生の受け入れ、混雑時の入場者整理)。博物館勤務に転じた現在は、所属以外の公文書の管理は行っていません。
一般事務、その他自治体職員として指定された業務(選挙管理や防災など、指定があれば従事の可能性あり)。
実質的に正職員が一名のため、管理や庶務に関する業務などを担当。

組織間の業務調整、見学対応等。
会計処理等の庶務、他課から依頼を受けた展示等への助言、所蔵品管理や選別作業用のデータベースの保守。
アーカイブズ関連業務の行政上の事務手続きに時間がかかりますが、これも職務に入るのであれば、該当するものはないです。
一般的な公務員の業務（一般事務、選挙事務、コロナワクチン対策事務、市主催イベントの事務 など）、市民ボランティアに関する業務、全史料協大会運営委員会関連業務、質問 15 の選択肢 21（他のアーカイブズ機関、類縁機関（図書館、博物館等）及び地域等との連携・協力）に当てはまらない他機関・団体からの依頼業務 など。
<b>○編纂業務</b>
資料集の編さん業務。
自治体史の編さん。
自治体史の編さん事業。
館刊行物（自治体史資料集）の編さん業務。
史料編纂事業。
史料の編纂業務。
<b>○研究など</b>
アーカイブズ、アーカイブズ学にかかわる研究。
アーカイブズ学の研究、研究成果の発表、外部資金（科研費）による研究、外部機関における講義等。
研究（アーカイブズ、歴史関連）。
<b>○関係機関、類縁機関等の業務</b>
博物館等への併任業務。
博物館学芸員としての業務。事務職員としての業務。
博物館法に規定されている文化観光関連業務。
勤務先が博物館との複合施設であり、文化財保護行政を所管しているため、博物館業務と文化財保護業務が大きなウェイトを占めている。
図書資料の装備など図書館業務。
図書館業務（兼務職員のため）。
図書資料の整理・選別など。
図書館サービス業務（学術情報のリテラシー教育、相互貸借業務、利用者サービス業務）。
図書館業務（利用者対応、本の目録の作成等）。
ほぼ職務基準書に定められた業務のみをおこなっているが、しいてあげるなら、図書館なので閲覧者用の（十五種以上の）新聞の受け入れと閲覧室への配架、前日の新聞の収納作業は毎日開館前におこなっている。月一回の近隣自治体広報誌の配架作業も開館前におこなっている。
<b>○情報セキュリティ、ホームページ管理など</b>
勤務機関における業務システムの構築・運用（インフラ整備）。
外部機関との調整、情報セキュリティ対応。
ホームページの企画運用。
館ホームページ（デジタルアーカイブ以外）の運用・更新・アクセス分析。

自治体が発行した刊行物の販売及び管理、デジタルアーカイブ以外のホームページの作成・修正など。
○さまざまな業務
公文書管理条例制定や公文書館設立に関する基礎自治体支援・助言。
公文書等の作成、運搬。
レコード・マネジメントの構築。
目録の作成。
所蔵資料から特定の情報を抽出し、デジタルで目録・データベース化することでレファレンスツールとして活用する。
レファレンス一般。
史料閲覧スペースにおいて、利用者から史料の複写可否につき尋ねられた際の対応。
複製資料利用許可申請手続きなど。
利用者の古文書解読のお手伝いや資料の状態チェック、梱包材の交換など。
展示会の企画・運営、その他館主催事業の実施。
アーカイブズについてわかりやすくかみ砕いた内容（豆知識など）の機関誌連載等による職員への普及啓発（公文書管理に対する意識改革を狙いとする）。
予防的保存（保管環境の管理以外の、生物被害対策、保存容器収納、防災計画策定等）、資料の修復。
文化財行政全般。
教育活動。
教育・観光関係、組織の事務局業務。
整理、公開、普及。
教育、研究、学内業務。
外部の郷土史研究会（任意団体）の事務局も担当しており、年3回の学術雑誌の編集・発行、講演会や研究発表大会の準備のため教育委員会や地元新聞社への共催申請や開催準備や運営、会計事務など。
所属学校法人関連団体（保護者会等）主催の行事での講師（歴史資料を使つての自校史教育的な分野）。
学校の史料室であるため、古い卒業生や教職員と現在の学校をつなぐハブ機能を果たしています。そのほか、歴史的記述に誤りがないか、学校案内等の記事の内容チェックなども多く行っています。
所蔵文化財および所蔵者（法人）に関する法人組織の外にある歴史資料等を含む各種情報の調査・収集。広報原稿の執筆・校正。法人の編纂業務に資する各種ツール（年表、文献リスト、資料翻刻等）の整備。所蔵文化財に関する研究。
市の複数の資料館の管理業務、民俗資料の管理、他職員による撮影・掃除などの指示、館主催の体験講座の指導、窓口業務（受付・書籍販売・コロナウィルス対策）、販売書籍の在庫確認、起案・提出書類の作成、ポスター・チラシ作成、送付、マスコミへの取材協力・画像提供・インタビュー。
大学事務、担当資料に関する調査研究、発信、セミナー等、共同研究など。
館の運営にかかわる庶務。学校教育・社会教育に関わる教育普及事業。
関係者を訪ね、史料収集活動。
社内へのアーカイブズの理解のための文書作成補助、一般事務、アーカイブズ規定作成補助、資料収集等。
地方自治体等で開催する審議会等の委員、大学の非常勤講師、論文指導等。

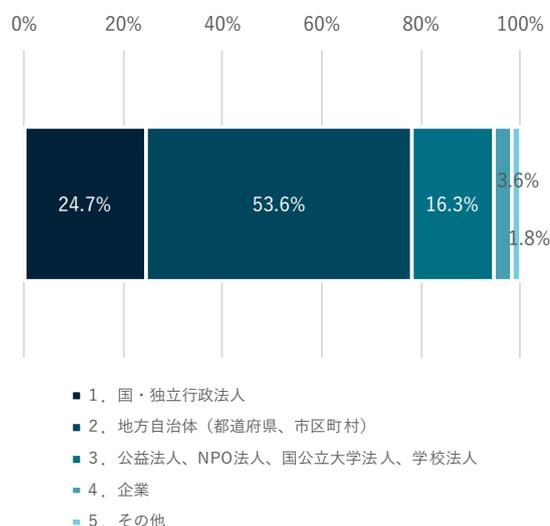
調査研究／ワークショップ等の企画・運営／ボランティア管理業務／他職員の業務管理など。
資料整理ボランティアの育成。
ボランティア団体と連携しての教育普及。
市の刊行物の販売、領収書・日計表等の作成・整理。閲覧室・ロビー・資料室等の照明のチェック・交換。
利用者数・アンケート回答の集計作業、備品管理、他館や研究者から届いたアンケートに回答する作業、勤務先機関から所属宛てに届いた照会に回答する作業。
諸雑務、新聞スクラップ作成、諸講座の講師など。
市史販売、その他事務業務。
刊行物（市史等）の販売・在庫管理。
区発行の刊行物の管理など。
本の編集。
観光施設としてのイベント企画等。
部署内他チームの業務補助、事務。
併任の業務。
全ての業務が何らかのかたちで、基準書に定める業務の枠内にあるものと認識。
おおむね、問 15（職務基準書に定める職務）の内容のみである。

### (3) 現在の勤務条件・環境

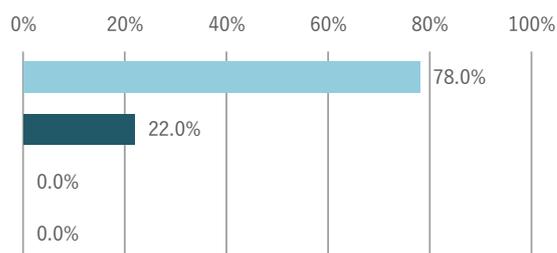
【以下、職務基準書に定める職務を行っている勤務先の勤務条件・環境についての回答】

問17. 雇用形態（身分）

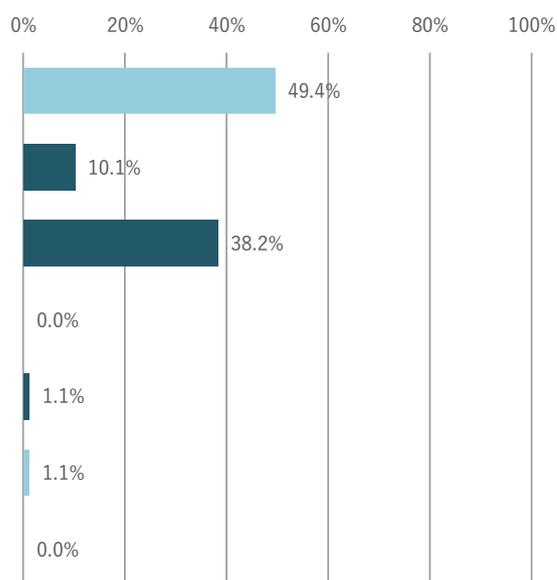
	件数	%
1. 国・独立行政法人	41	24.7%
2. 地方自治体（都道府県、市区町村）	89	53.6%
3. 公益法人、NPO法人、国公立大学法人、学校法人	27	16.3%
4. 企業	6	3.6%
5. その他	3	1.8%
計	166	100.0%



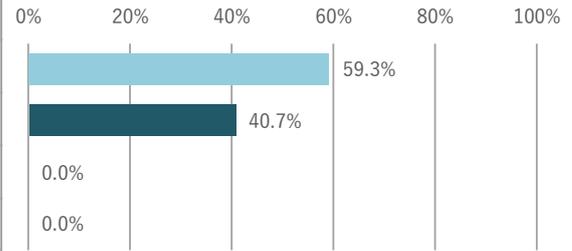
1. 国・独立行政法人	件数	%
1-1. 常勤（正規）職員	32	78.0%
1-2. 非常勤職員	9	22.0%
1-3. わからない	0	0.0%
1-4. 答えたくない	0	0.0%
計	41	100.0%



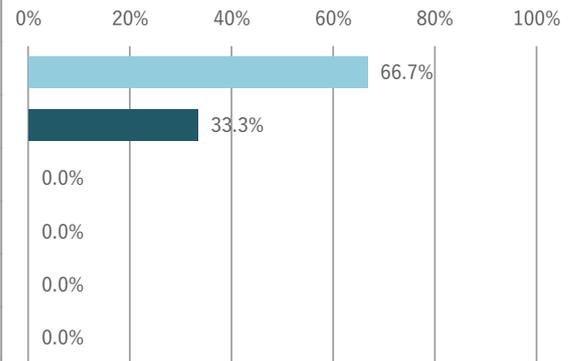
2. 地方自治体（都道府県、市区町村）	件数	%
2-1. 常勤（正規）職員	44	49.4%
2-2. フルタイム会計年度任用職員	9	10.1%
2-3. パートタイム会計年度任用職員	34	38.2%
2-4. 会計年度任用職員ではない臨時的任用職員	0	0.0%
2-5. 特別職非常勤職員	1	1.1%
2-6. わからない	1	1.1%
2-7. 答えたくない	0	0.0%
計	89	100.0%



3. 公益法人、NPO法人、 国公立大学法人、学校法人	件数	%
3-1. 正規雇用職員	16	59.3%
3-2. 有期契約職員	11	40.7%
3-3. わからない	0	0.0%
3-4. 答えたくない	0	0.0%
計	27	100.0%



4. 企業	件数	%
4-1. 正社員	4	66.7%
4-2. 契約社員	2	33.3%
4-3. 派遣社員	0	0.0%
4-4. パート・アルバイト	0	0.0%
4-5. わからない	0	0.0%
4-6. 答えたくない	0	0.0%
計	6	100.0%

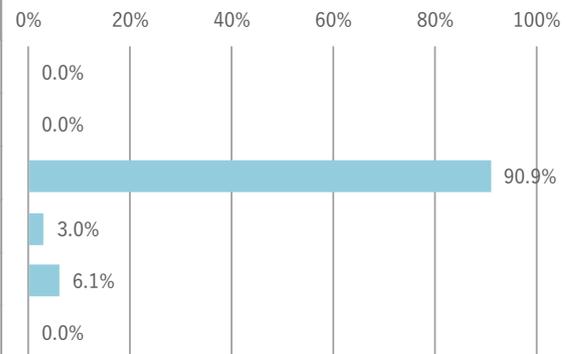


その他-自由記述
宗教法人
業務委託
経営者
公益財団法人

【問18～問26まで問17で「非正規雇用」と答えた方のみ】

問18. 雇用契約（任用）期間 ※非正規雇用のみ回答

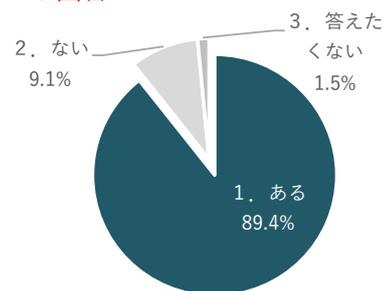
	件数	%
1. 3か月以下	0	0.0%
2. 6か月～1年未満	0	0.0%
3. 1年	60	90.9%
4. 期限なし	2	3.0%
5. その他	4	6.1%
6. 答えたくない	0	0.0%
計	66	100.0%



その他-自由記述
1年契約で更新4回まで
2年
3年度
科研期間4年契約
4年間
5年

問19. 雇用契約（任用）期間満了後の更新の有無 ※非正規雇用のみ回答

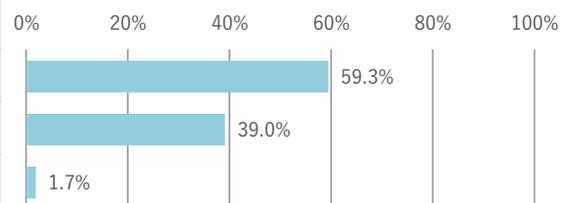
	件数	%
1. ある	59	89.4%
2. ない	6	9.1%
3. 答えたくない	1	1.5%
計	66	100.0%



【問20～問22まで問19で「ある」と答えた方のみ】

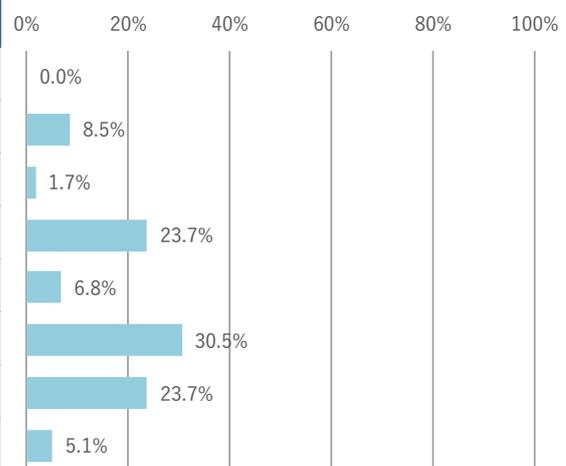
問20. 問19で「ある」の場合、更新の回数制限の有無 ※非正規雇用のみ回答

	件数	%
1. ある	35	59.3%
2. ない	23	39.0%
3. 答えたくない	1	1.7%
計	59	100.0%



問21. 問19で「ある」の場合、更新の上限年数 ※非正規雇用のみ回答

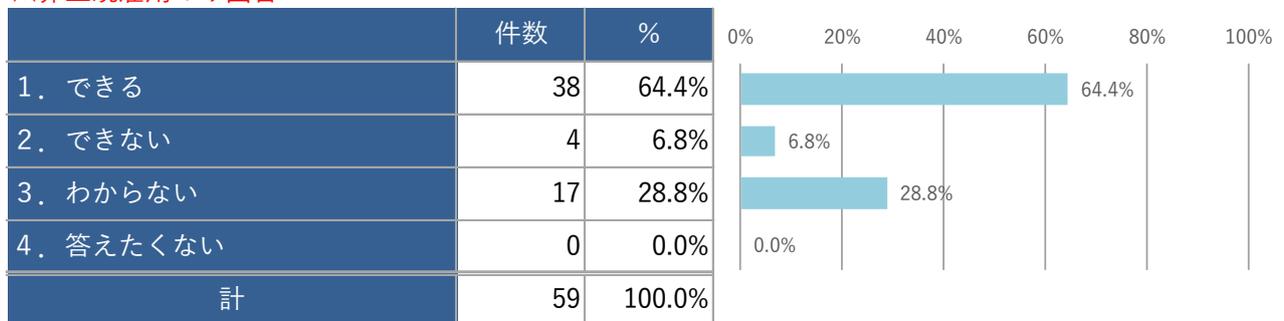
	件数	%
1. 1年未満	0	0.0%
2. 1年	5	8.5%
3. 2年	1	1.7%
4. 3年	14	23.7%
5. 4年	4	6.8%
6. 5年	18	30.5%
7. その他	14	23.7%
8. 答えたくない	3	5.1%
計	59	100.0%



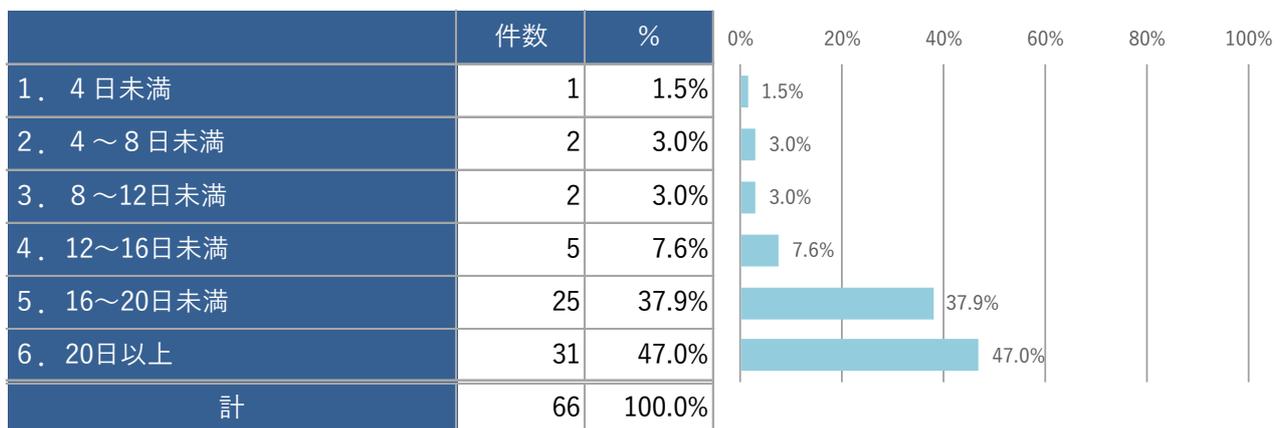
その他-自由記述
9年（同意見3件）
10年
無期雇用に転換されました。
特に上限なし。
ない。
問20で「ない」と回答。
年齢の上限あり（65歳）。
明確には通知されていない（但し実態としては上限で解雇された事例を知らない）。
よくわからない。

問22. 問19で「ある」の場合、更新が上限に達した後、改めて募集に対して応募できますか。

※非正規雇用のみ回答

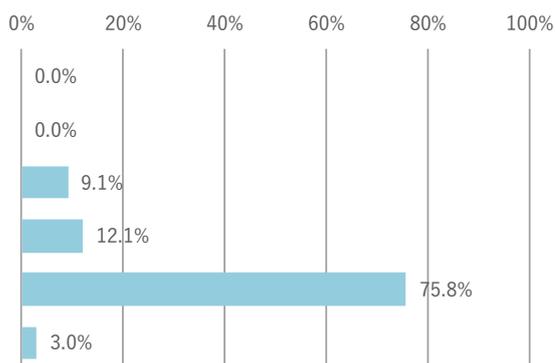


問23. 1か月の勤務日数（祝日のない30日の「6月」を想定して回答） ※非正規雇用のみ回答



問24. 1日の勤務時間(休憩時間を除く所定の勤務時間。超勤は含まない) ※非正規雇用のみ回答

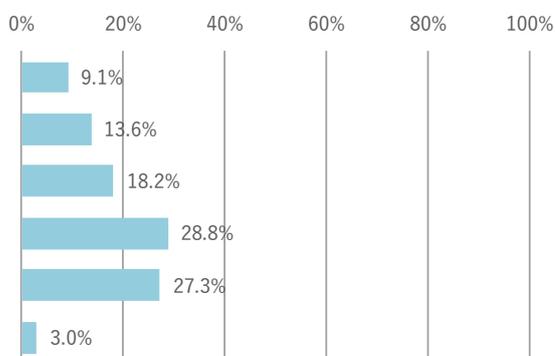
	件数	%
1. 3時間未満	0	0.0%
2. 3～5時間未満	0	0.0%
3. 5～6時間未満	6	9.1%
4. 6～7時間未満	8	12.1%
5. 7～8時間未満	50	75.8%
6. 8～9時間未満	2	3.0%
計	66	100.0%



問25. 問17から問24までの雇用形態(身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等)の満足度

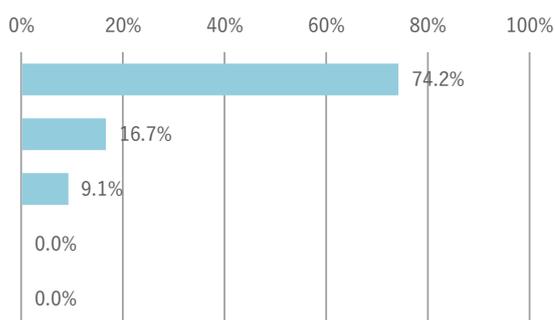
※非正規雇用のみ回答

	件数	%
1. 満足	6	9.1%
2. やや満足	9	13.6%
3. 妥当	12	18.2%
4. やや不満	19	28.8%
5. 不満	18	27.3%
6. 答えたくない	2	3.0%
計	66	100.0%



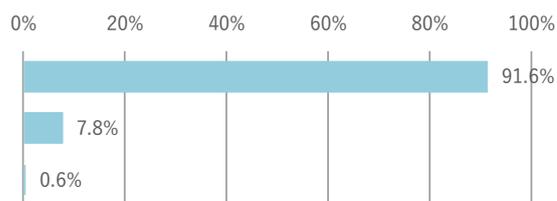
問26. 賃金体系 ※非正規雇用のみ回答

	件数	%
1. 月給制	49	74.2%
2. 日給制	11	16.7%
3. 時給制	6	9.1%
4. その他	0	0.0%
5. 答えたくない	0	0.0%
計	66	100.0%



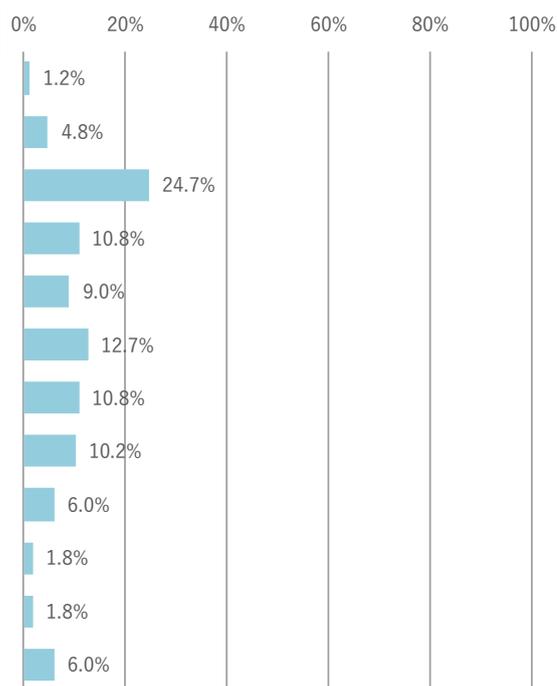
問27. ボーナス・一時金（期末手当）の有無

	件数	%
1. ある	152	91.6%
2. ない	13	7.8%
3. 答えたくない	1	0.6%
計	166	100.0%



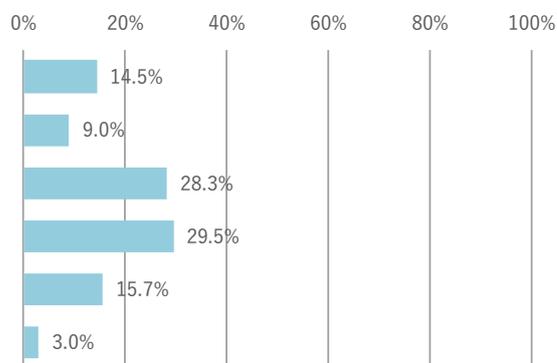
問28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面）

	件数	%
1. 100万円未満	2	1.2%
2. 100～200万円未満	8	4.8%
3. 200～300万円未満	41	24.7%
4. 300～400万円未満	18	10.8%
5. 400～500万円未満	15	9.0%
6. 500～600万円未満	21	12.7%
7. 600～700万円未満	18	10.8%
8. 700～800万円未満	17	10.2%
9. 800～900万円未満	10	6.0%
10. 900～1000万円未満	3	1.8%
11. 1000万円以上	3	1.8%
12. 答えたくない	10	6.0%
計	166	100.0%



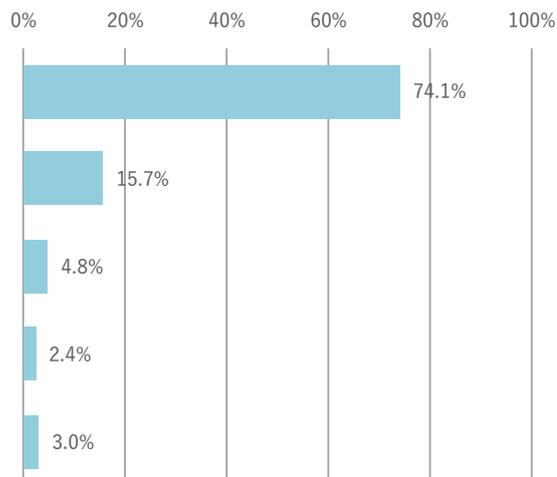
問29. 問26から問28までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度

	件数	%
1. 満足	24	14.5%
2. やや満足	15	9.0%
3. 妥当	47	28.3%
4. やや不満	49	29.5%
5. 不満	26	15.7%
6. 答えたくない	5	3.0%
計	166	100.0%



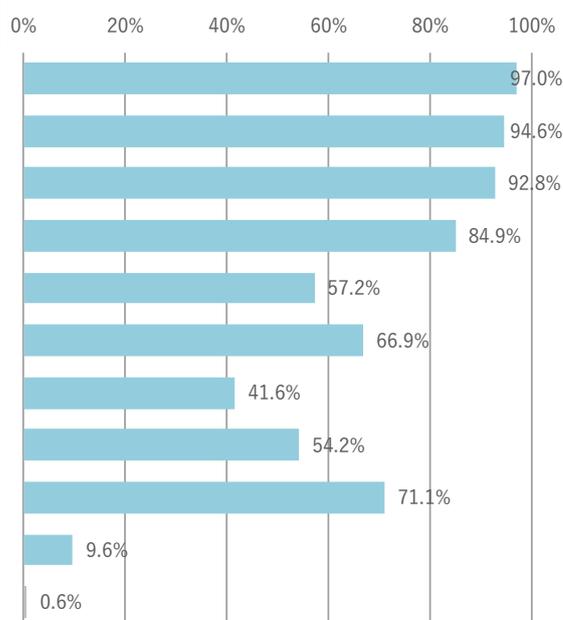
問30. 家計の中での現在の賃金の位置づけ

	件数	%
1. 主な収入源	123	74.1%
2. 自分以外の家族の収入が主な収入源	26	15.7%
3. 主な収入源が他にあり（ダブルワーク等）	8	4.8%
4. その他	4	2.4%
5. 答えたくない	5	3.0%
計	166	100.0%



問31. 取得可能な休暇・休業（複数回答可）

	件数	%
1. 年次有給休暇	161	97.0%
2. 夏季休暇	157	94.6%
3. 慶弔休暇	154	92.8%
4. 病気休暇	141	84.9%
5. 産前産後休業	95	57.2%
6. 育児休業	111	66.9%
7. 育児時間	69	41.6%
8. 子の看護休暇	90	54.2%
9. 介護休業・介護休暇	118	71.1%
10. その他	16	9.6%
無回答・無効回答	1	0.6%
回答数	166	-

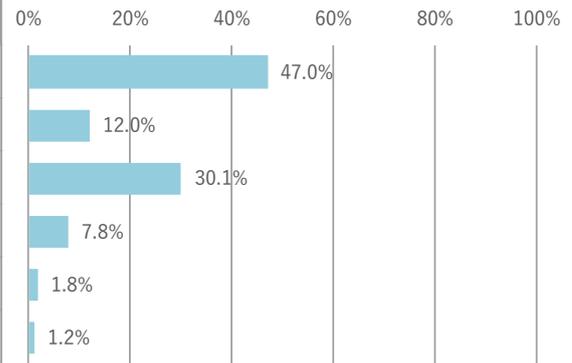


その他-自由記述
組合休暇、特別休暇（選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など）
ボランティア休暇
人間ドック受診休暇
結婚休暇、生理日休暇、祭日休暇、骨髄提供休暇、社会貢献活動休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇
妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、介護時間、部分休業、生理休暇
生理休暇など

生理休暇・不妊治療休暇
生理休暇、災害等特別休暇など
新型コロナウイルス感染症（濃厚接触含む）時の特別休暇、同ワクチン接種時の特別休暇
新型コロナウイルス感染症感染予防のためのワクチン接種にともなう副反応に対する休暇等
コロナワクチンに関する休暇
特に規定なし

問32. 問31の現在の休暇・休業制度の満足度

	件数	%
1. 満足	78	47.0%
2. やや満足	20	12.0%
3. 妥当	50	30.1%
4. やや不満	13	7.8%
5. 不満	3	1.8%
6. 答えたくない	2	1.2%
計	166	100.0%



#### (4) 教育・研修環境

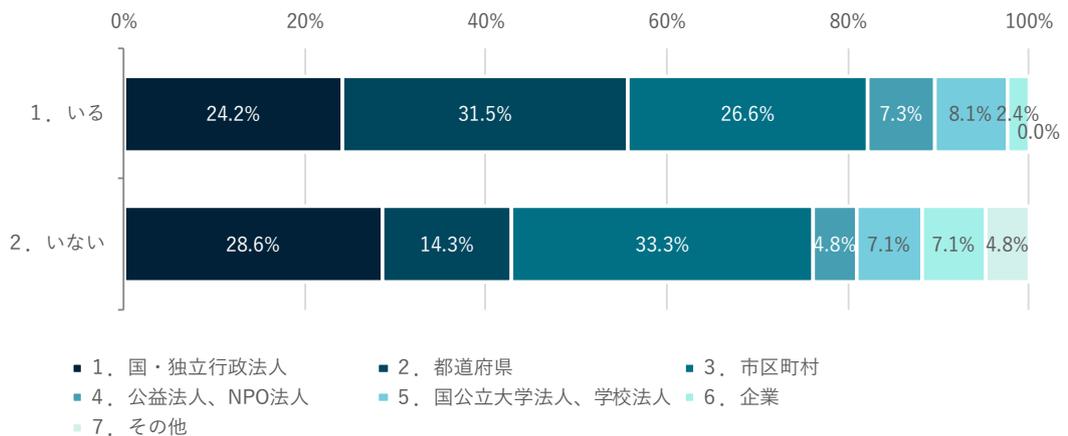
※問 33 から問 39 については、問 11 とクロス集計を行いました。

問33. 日常的に、専門的な業務について相談する相手がありますか。

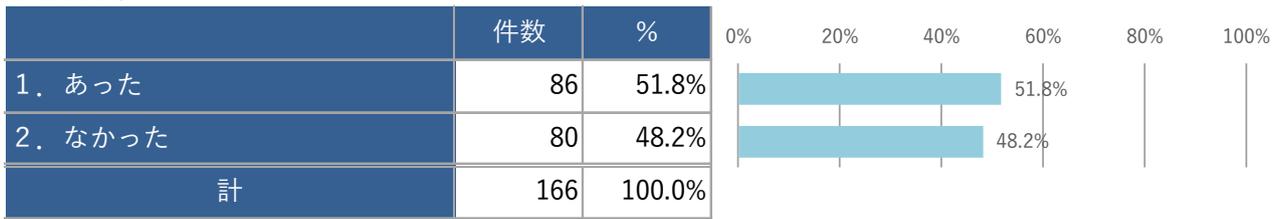


問 33 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 国・独立行政法人	2 都道府県	3 市区町村	4 公益法人、NPO法人	5 人 国公立大学法人、学校	6 企業	7 その他	計
1. いる	件数	30	39	33	9	10	3	0	124
	%	24.2%	31.5%	26.6%	7.3%	8.1%	2.4%	0.0%	100.0%
2. いない	件数	12	6	14	2	3	3	2	42
	%	28.6%	14.3%	33.3%	4.8%	7.1%	7.1%	4.8%	100.0%

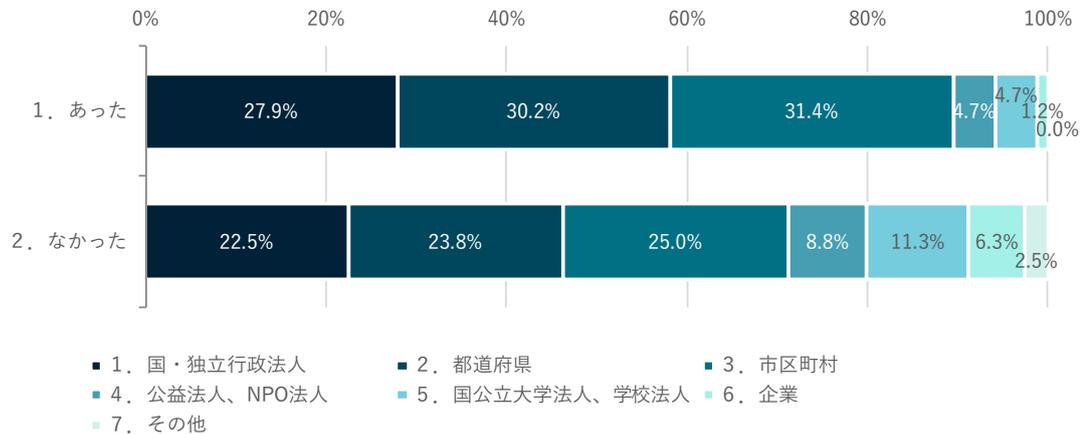


問34. 過去1年間に、勤務先から派遣されるアーカイブズに関する研修会・研究会に参加する機会がありましたか。

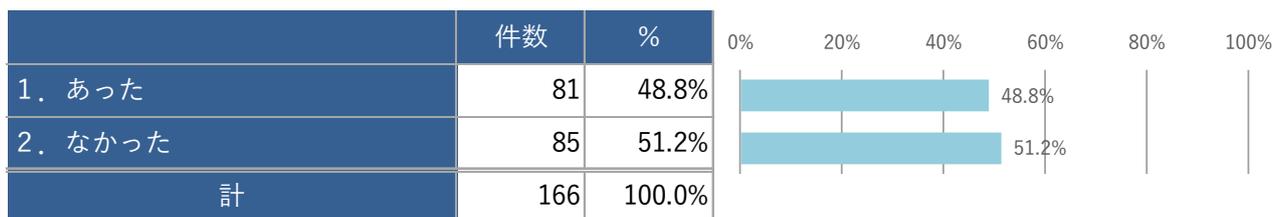


問 34 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 ・ 国 ・ 独立 行政 法人	2 ・ 都 道 府 県	3 ・ 市 区 町 村	4 ・ 公 益 法 人 、 N P O 法 人	法 5 人 ・ 国 公 立 大 学 法 人 、 学 校	6 ・ 企 業	7 ・ そ の 他	計
1. あった	件数	24	26	27	4	4	1	0	86
	%	27.9%	30.2%	31.4%	4.7%	4.7%	1.2%	0.0%	100.0%
2. なかった	件数	18	19	20	7	9	5	2	80
	%	22.5%	23.8%	25.0%	8.8%	11.3%	6.3%	2.5%	100.0%

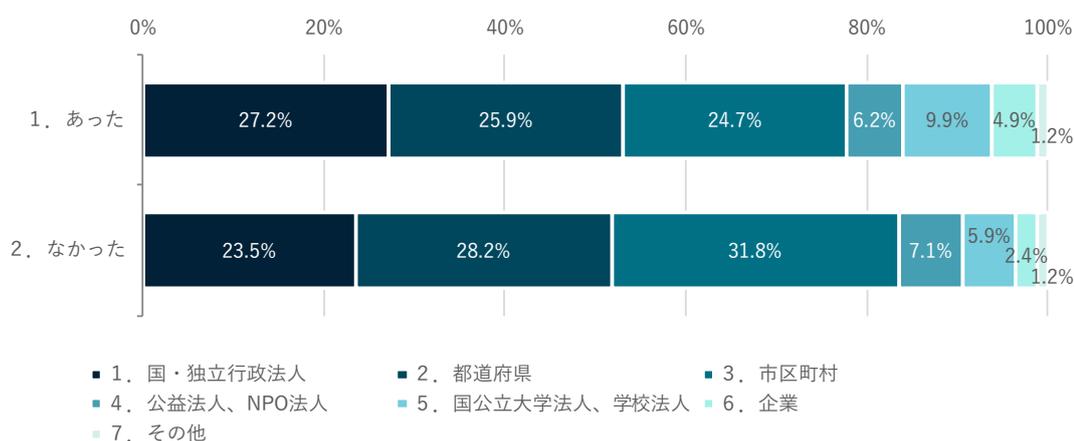


問35. 過去1年間に、勤務先とは関わりなくアーカイブズに関する研修会・研究会に自主的に参加したことはありましたか。（ただし、研修会・研究会の講師を除く。）

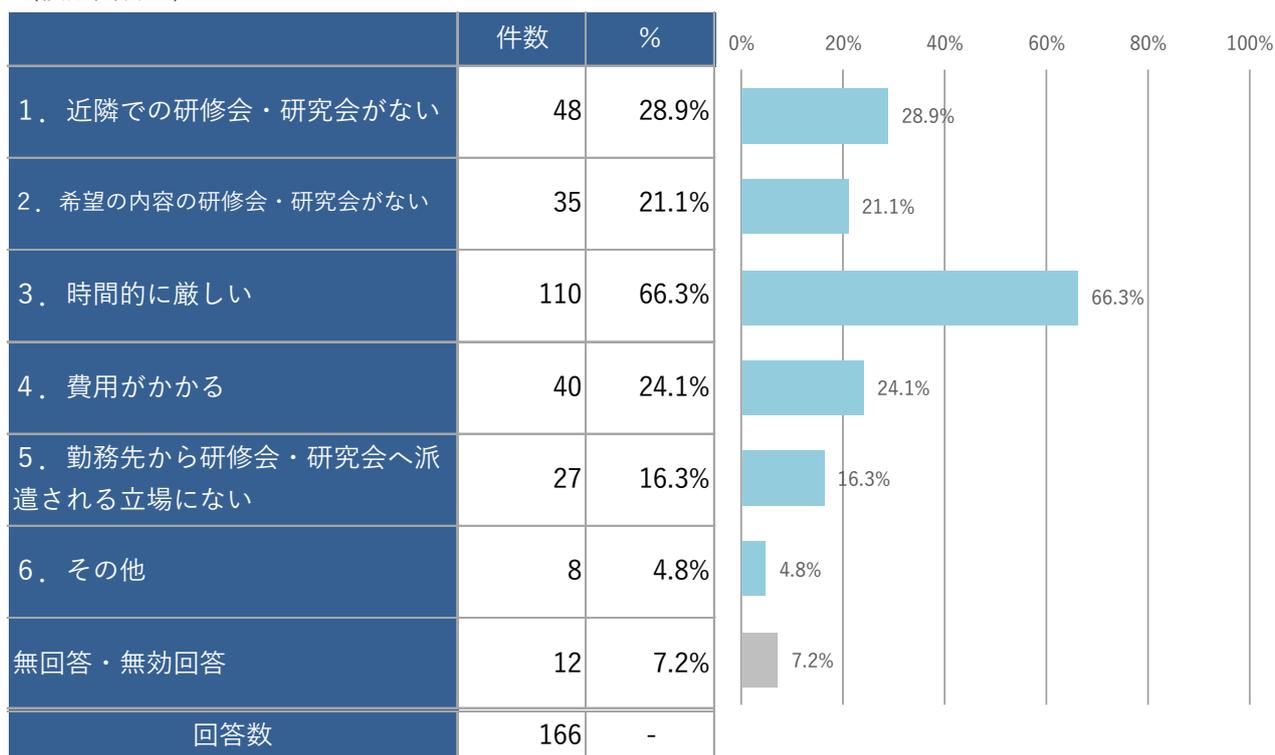


問 35 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 ・ 国 ・ 独立 行政 法人	2 ・ 都 道 府 県	3 ・ 市 区 町 村	4 ・ 公 益 法 人 、 N P O 法 人	法 5 人 ・ 国 公 立 大 学 法 人 、 学 校	6 ・ 企 業	7 ・ そ の 他	計
1. あった	件数	22	21	20	5	8	4	1	81
	%	27.2%	25.9%	24.7%	6.2%	9.9%	4.9%	1.2%	100.0%
2. なかった	件数	20	24	27	6	5	2	1	85
	%	23.5%	28.2%	31.8%	7.1%	5.9%	2.4%	1.2%	100.0%



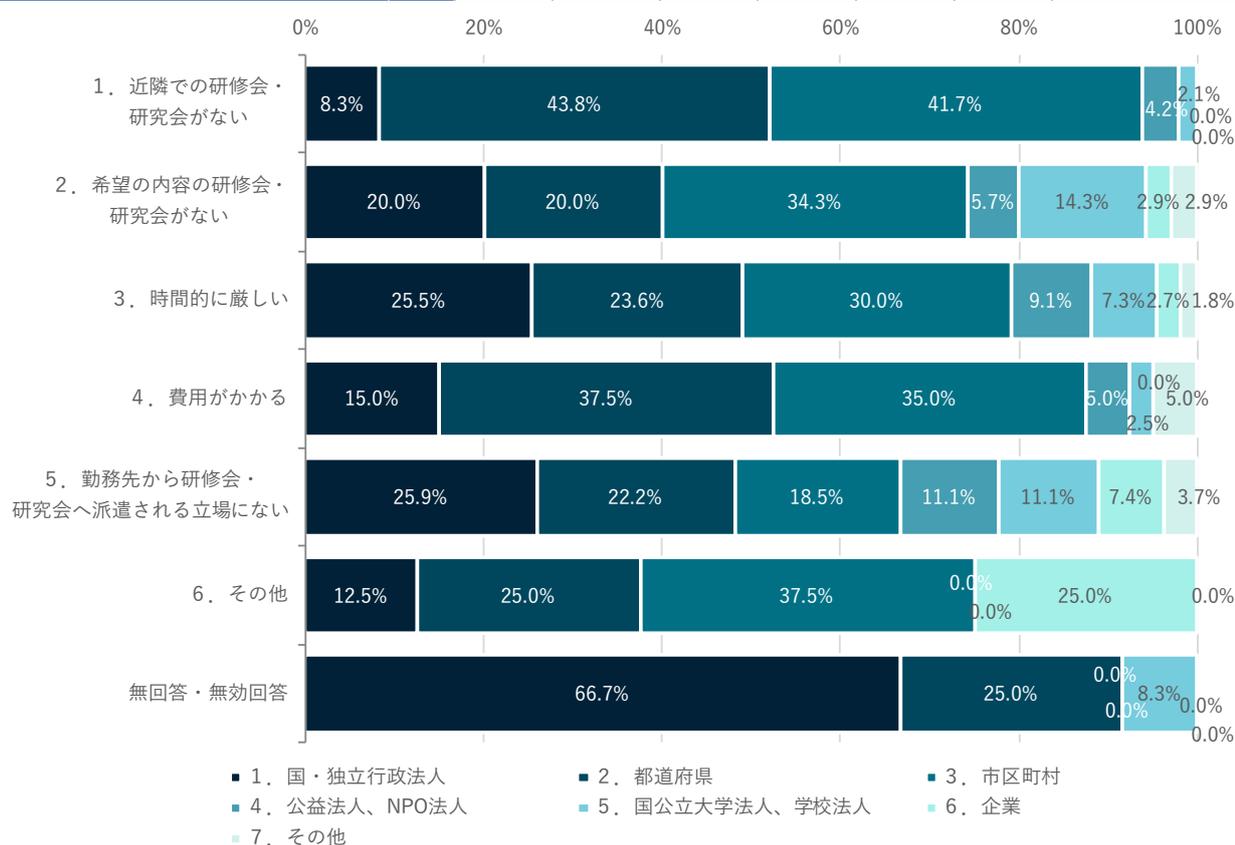
問36. アーカイブズに関する研修会・研究会を受講する場合にどのような問題がありますか。  
(複数回答可)



その他-自由記述
予算措置がされていない。
業務で派遣してもらえるものが限定的なので、休暇を取って個人で受講せざるを得ない。
非常勤職員は研修費用は自己負担。オンラインの大会・研修会が普及したため参加することができた。
私以外の職員(正規職員)は、たまたま移動でこの職場に来ただけのため、アーカイブの知識がなく話が通じないので、そちらを最優先にして研修に行ってもらおうようにしています。また、派遣となると、すでに認証を受けている私は後回しにされます。(5年更新のことは誰も知らないと思います。)
コロナでアーカイブズ学会の研修が中止、あるいはリモートで参加できない。
身体が不自由なため、交通機関の利用などが難しい。

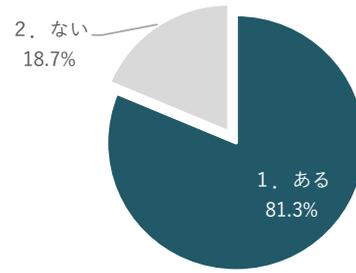
問 36 と問 11. 勤務先機関の分類

		1	2	3	4	5	6	7	回答数
		国・独立行政法人	都道府県	市区町村	公益法人、NPO法人	法人・国公立大学法人、学校	企業	その他	
1. 近隣での研修会・研究会がない	件数	4	21	20	2	1	0	0	48
	%	8.3%	43.8%	41.7%	4.2%	2.1%	0.0%	0.0%	-
2. 希望の内容の研修会・研究会がない	件数	7	7	12	2	5	1	1	35
	%	20.0%	20.0%	34.3%	5.7%	14.3%	2.9%	2.9%	-
3. 時間的に厳しい	件数	28	26	33	10	8	3	2	110
	%	25.5%	23.6%	30.0%	9.1%	7.3%	2.7%	1.8%	-
4. 費用がかかる	件数	6	15	14	2	1	0	2	40
	%	15.0%	37.5%	35.0%	5.0%	2.5%	0.0%	5.0%	-
5. 勤務先から研修会・研究会へ派遣される立場にない	件数	7	6	5	3	3	2	1	27
	%	25.9%	22.2%	18.5%	11.1%	11.1%	7.4%	3.7%	-
6. その他	件数	1	2	3	0	0	2	0	8
	%	12.5%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	-
無回答・無効回答	件数	8	3	0	0	1	0	0	12
	%	66.7%	25.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	-



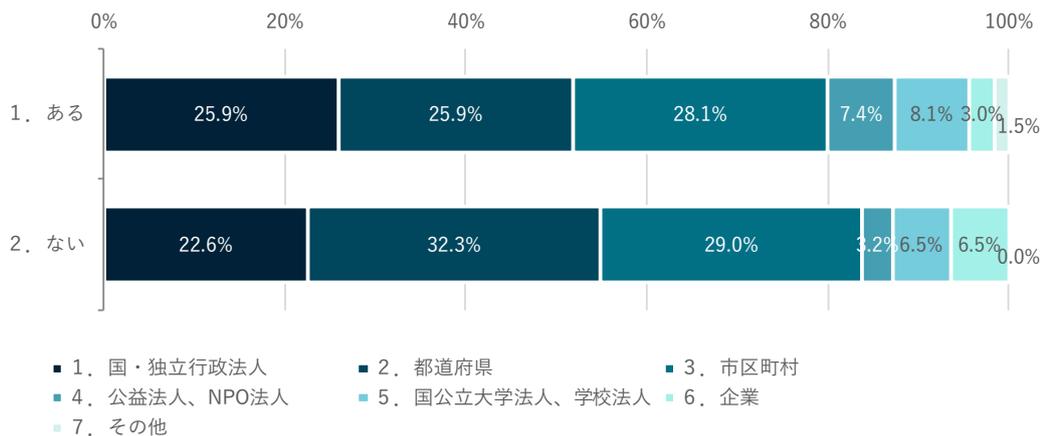
問37. アーカイブズに関する研修会・研究会の参加以外に、勤務先とは関わりなく自主的に学習や活動をしていることはありますか。

	件数	%
1. ある	135	81.3%
2. ない	31	18.7%
計	166	100.0%



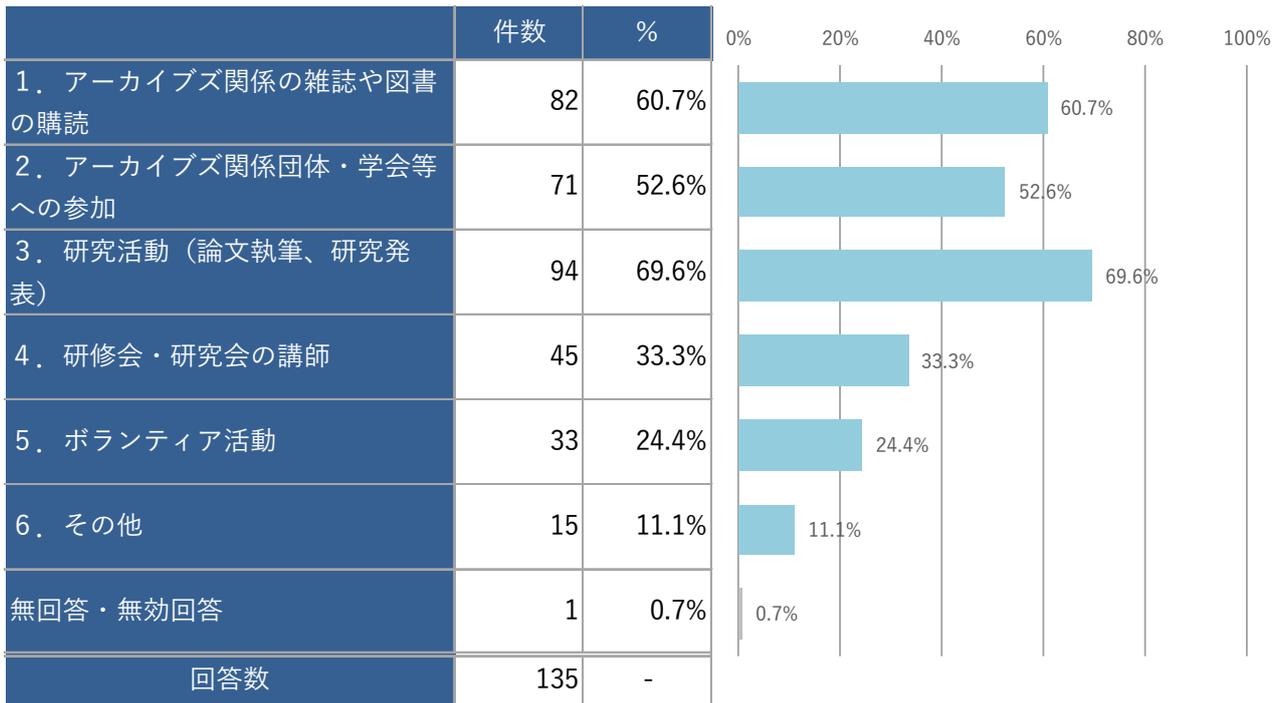
問 37 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 国・独立行政法人	2 都道府県	3 市区町村	4 公益法人、NPO法人	5 人 国公立大学法人、学校	6 企業	7 その他	計
1. ある	件数	35	35	38	10	11	4	2	135
	%	25.9%	25.9%	28.1%	7.4%	8.1%	3.0%	1.5%	100.0%
2. ない	件数	7	10	9	1	2	2	0	31
	%	22.6%	32.3%	29.0%	3.2%	6.5%	6.5%	0.0%	100.0%



【問37で「ある」と答えた方のみ】

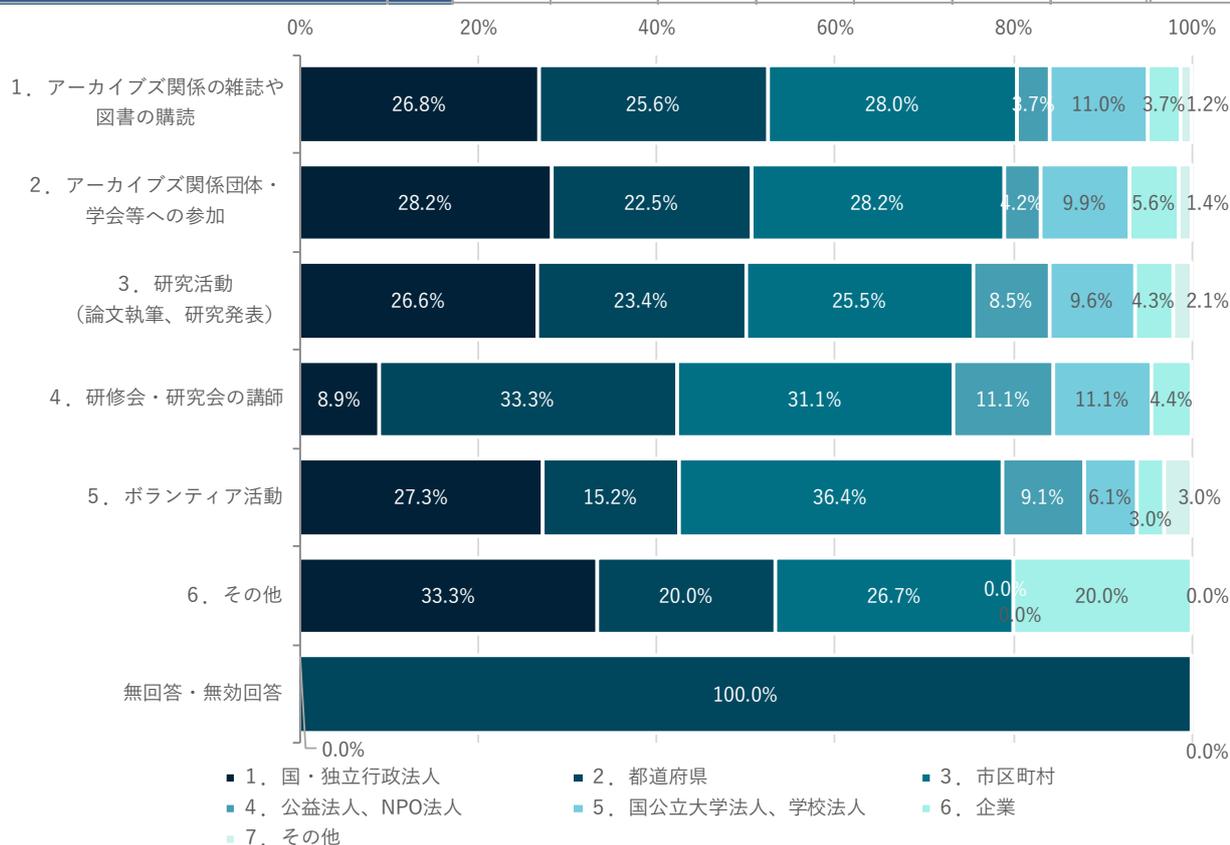
問38. 問37で「ある」の場合、具体的にどのようなことですか。（複数選択可）



その他-自由記述
自治体の公文書アドバイザー。
資料修復(裏打ち等)を学んでいる。
自主的な勉強会の実施・参加。
社会経済史系の学会への参加。
他分野の研究会への参加。
英語論文を購読する勉強会に参加、新しい勉強会の立ち上げ。
語学学習。
大学院の非常勤講師。
大学非常勤講師。
アーキビスト仲間との情報交換。
情報処理。
研究活動ではあるがマスコミ相手。

問 38 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 国・独立行政法人	2 都道府県	3 市区町村	4 公益法人、NPO法人	5 法 人 国 立 大 学 法 人、 学 校	6 企業	7 その他	回答数
1. アーカイブズ関係の雑誌や 図書の購読	件数	22	21	23	3	9	3	1	82
	%	26.8%	25.6%	28.0%	3.7%	11.0%	3.7%	1.2%	-
2. アーカイブズ関係団体・学 会等への参加	件数	20	16	20	3	7	4	1	71
	%	28.2%	22.5%	28.2%	4.2%	9.9%	5.6%	1.4%	-
3. 研究活動（論文執筆、研究 発表）	件数	25	22	24	8	9	4	2	94
	%	26.6%	23.4%	25.5%	8.5%	9.6%	4.3%	2.1%	-
4. 研修会・研究会の講師	件数	4	15	14	5	5	2	0	45
	%	8.9%	33.3%	31.1%	11.1%	11.1%	4.4%	0.0%	-
5. ボランティア活動	件数	9	5	12	3	2	1	1	33
	%	27.3%	15.2%	36.4%	9.1%	6.1%	3.0%	3.0%	-
6. その他	件数	5	3	4	0	0	3	0	15
	%	33.3%	20.0%	26.7%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	-
無回答・無効回答	件数	0	1	0	0	0	0	0	1
	%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

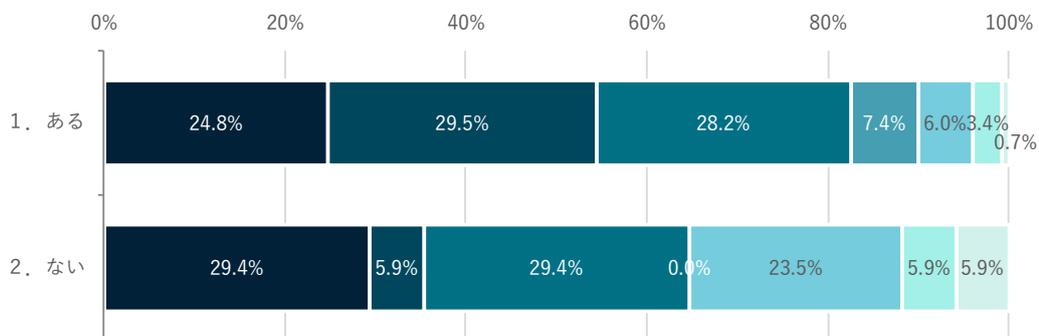


問39. アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会がありますか。



問 39 と問 11. 勤務先機関の分類

		1 国・独立行政法人	2 都道府県	3 市区町村	4 公益法人、NPO法人	5 人 国立 公立 大学 法人、 学校	6 企業	7 その他	計
1. ある	件数	37	44	42	11	9	5	1	149
	%	24.8%	29.5%	28.2%	7.4%	6.0%	3.4%	0.7%	100.0%
2. ない	件数	5	1	5	0	4	1	1	17
	%	29.4%	5.9%	29.4%	0.0%	23.5%	5.9%	5.9%	100.0%

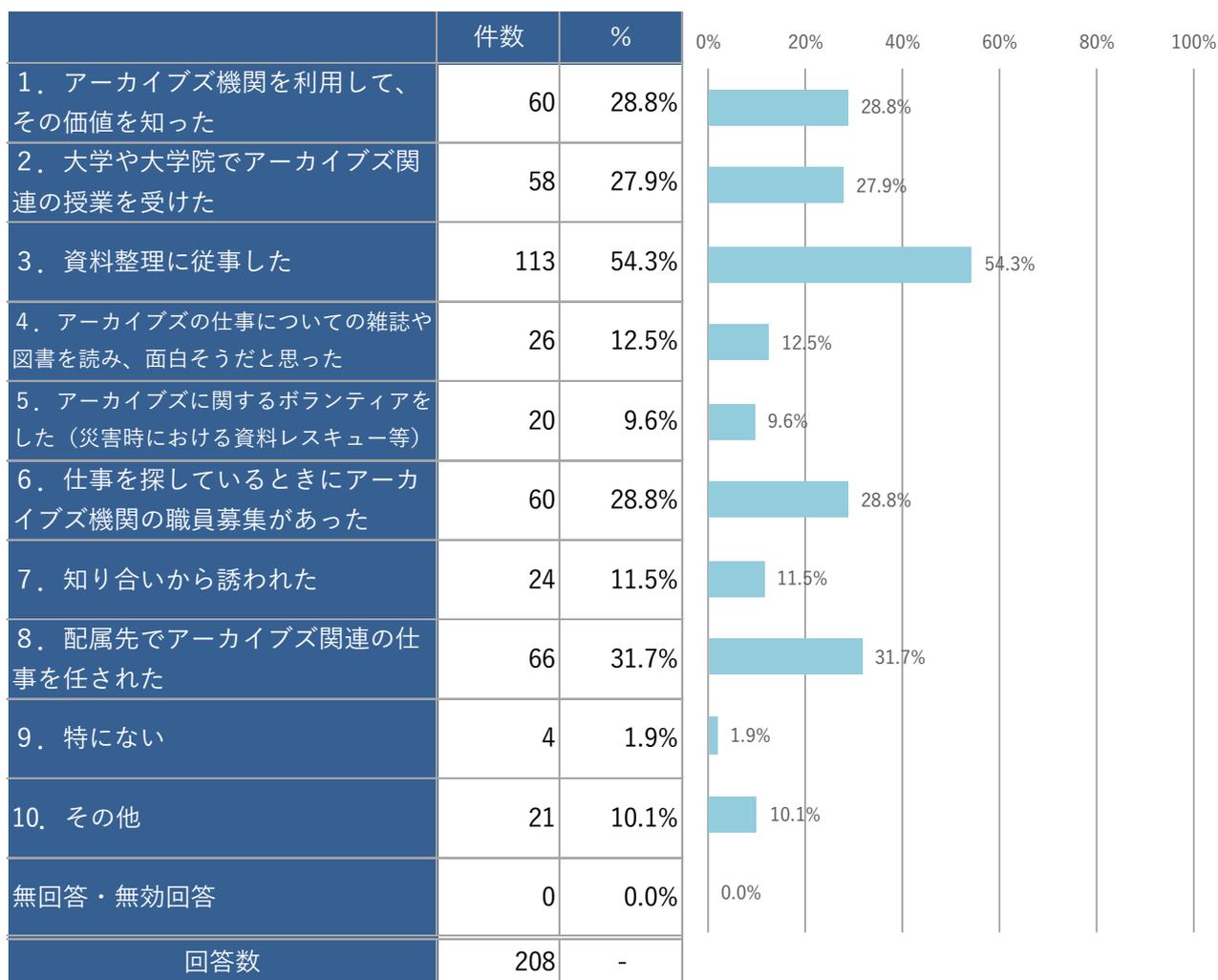


- 1. 国・独立行政法人
- 2. 都道府県
- 3. 市区町村
- 4. 公益法人、NPO法人
- 5. 国立公立大学法人、学校法人
- 6. 企業
- 7. その他

## (5) その他

【問 40 以降回答者全員】

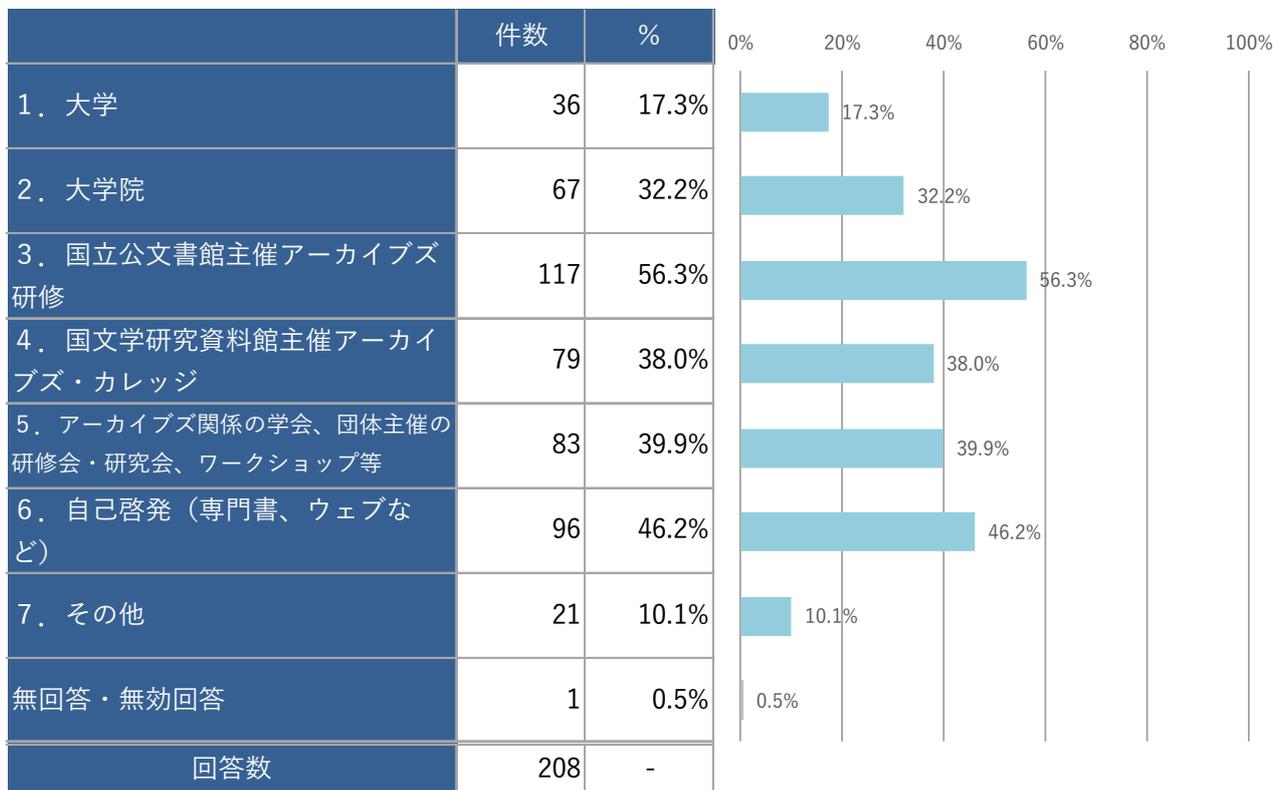
問40. アーカイブズ関連の仕事についての主なきっかけは何ですか。（複数回答可）



その他-自由記述
自治体史編さんに関わった。
年史編纂に関わり、アーカイブズの必要性を痛感した。
史料編さん担当として就職し、後に普及事業等アーカイブ領域の仕事を行うようになった。
現機関への異動。
希望して異動した。
勤務先が公文書館になった。
アーカイブ施設を持つ自治体職員採用試験を受けて入職した。
前年度までアーカイブズ関係機関で働いていたため。
博物館学芸員への就職を希望したから。
博物館に就職したから。
博物館実習先が公文書館だった。

勤務先における歴史保存、行政文書管理に問題認識を持ち、現状改善のために国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ、Ⅲを受講した。
学位論文執筆時に史料として公文書を使用した。
大学院時代にアルバイトをしていた機関で公文書の整理・評価選別を経験し、アルバイト先の仲介でアーカイブズ機関の非常勤職員に採用された。
学生・大学院生のときに国文学研究資料館でアルバイトをしていた。
アルバイト。
アーカイブズ機関を見学して、その価値を知った。
日本経済新聞の松岡資明氏（当時）の記事に接して（但し面白そうとは思わなかった）。
運命の女神の導き（校長の友人が公文書館立ち上げにかかわっていた時、古文書解読講座を受け目を付けられた）。
公文書管理法の施行、自分の天職という意識。

問41. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか。（複数回答可）

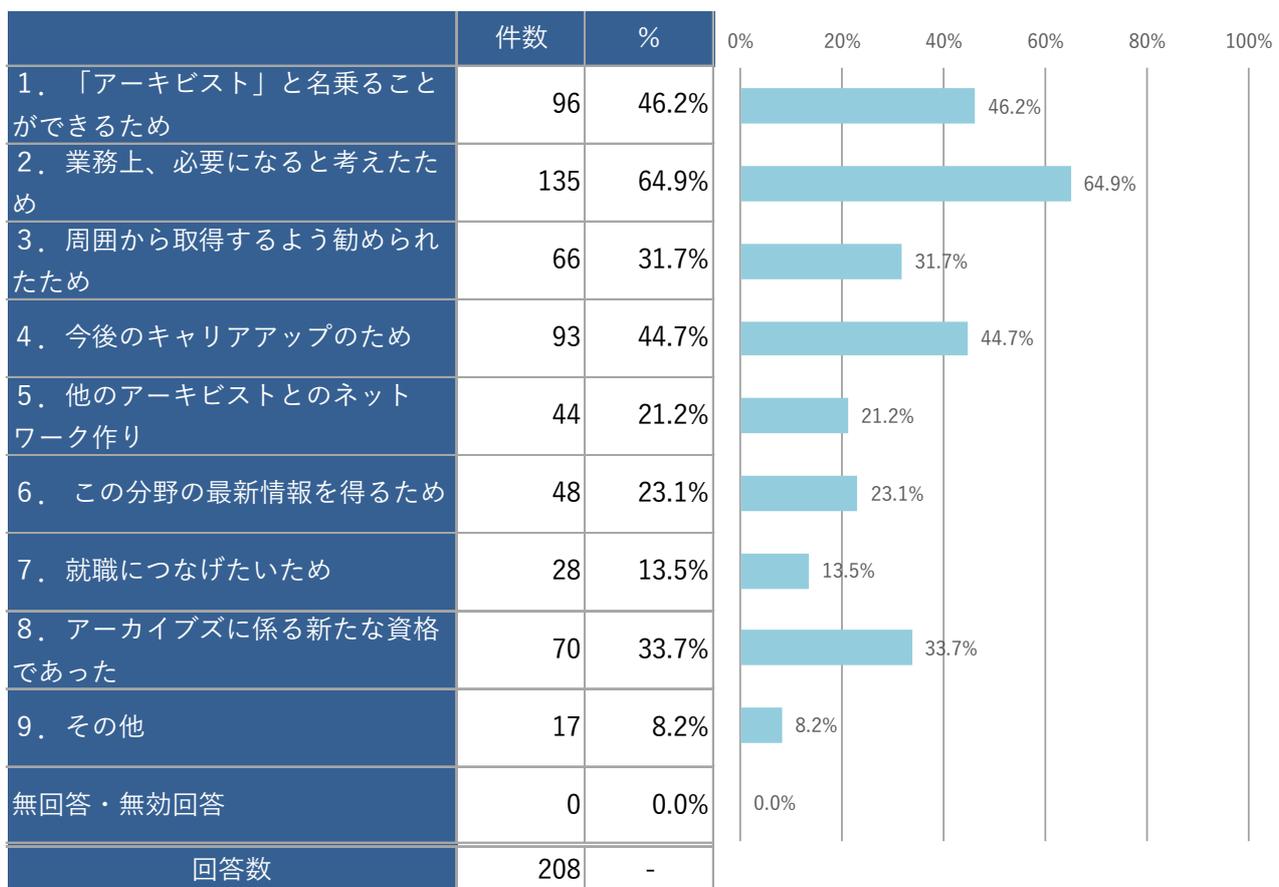


その他-自由記述

職場での実務を通じて。
職務のなかで覚えていった。
現場での日々の業務。
職場（上司の指導など）。
職場の先輩。
先輩職員。

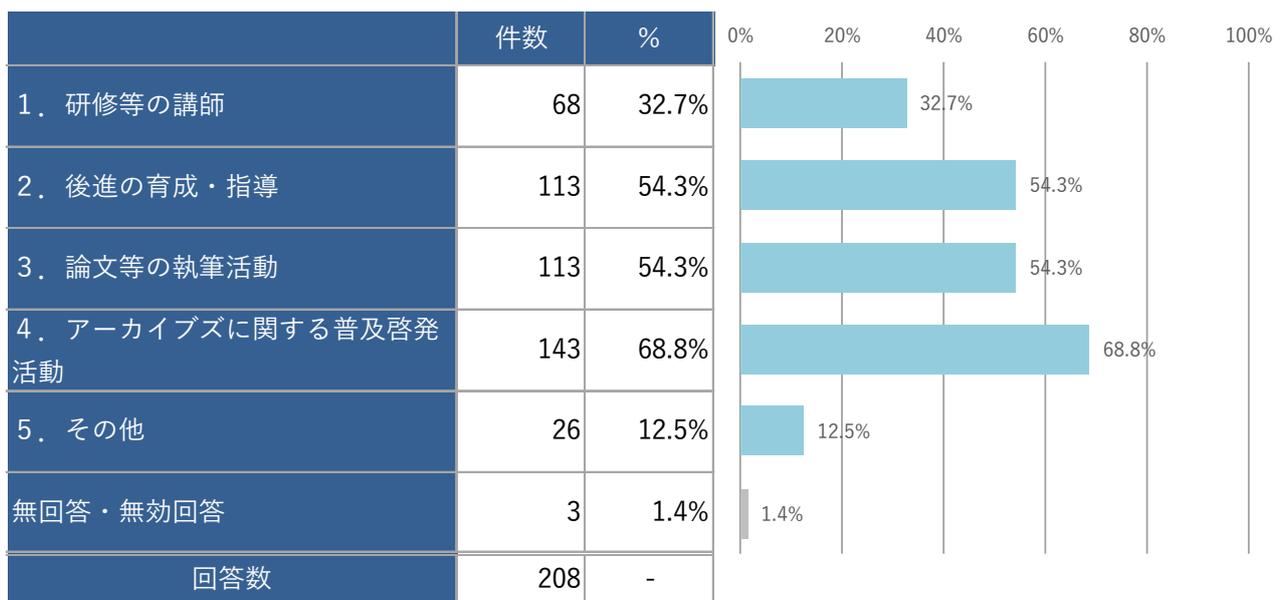
主に職場での実地学習。
完全に OJT（選択肢に OJT がないのは疑問です。上記のような恵まれた教育条件になく、長年の業務の結果としてこの認証を受けた方は多いと思います。）
公文書専門員と仕事をするうえで、様々な教示を受けた。
職場の先輩の指導。
文書館・資料館等就職した職場で。
働きながら学んだ。
配属先で資料利用者と接した実務から。
学習院大学院アーカイブズ学専攻の講義の科目等履修。
アーカイブズ学専攻の科目等履修生登録。
史料管理学研修会（国文学研究資料館史料館主催）。
国立公文書館主催「公文書館専門職員養成課程」、香港大学・EASTICA 共催「既卒者向けアーカイブズ学講座」。
選択肢 5 以外の研修会など。
歴史の研究会。
学生時代の自治体史編纂室でのアルバイト。

問42. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。（複数回答可）



その他-自由記述
アーカイブズの普及に努めるため。
制度の発展に協力するため。
学芸員、司書と比肩できる公的資格がアーカイブズの現場において必要と以前から考えていたため。
職場において専門職としてのアーキビストの重要性を知ってもらうため。
専門性を理解してもらうため。
人事異動のある職場なので資格を取得して専門職化してもらおうと思った（が、取得後に他の部署に異動になった）。
職場において専門職配置を増やすための戦略上。
アーカイブの知識のない正規職員に職場のアーカイブ関係の問題点(書庫環境や検索システムの不備等)をどんなに伝えても、まともに聞いてもらえないため。これまでの経験と知識を明示できる資格が必要だと思ったから。
勤務先における現状改善を主導して実施するには権威ある資格が必要と考えたため。
アーキビストという職が必要であることを自治体に認識してもらいたいから。
対外向けのアピールのため。
これまでアーキビストとして勤めてきたことの証とするため。
市民へ説明する根拠となるため。
待遇が不安定で苦しい非正規雇用での経験から、せめて元を取りたいと思ったため。
認証された際の処遇として特別昇給（+2号俸）が行われるため。
職場での取得推奨。
後進のため。

問43. 認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか。（複数回答可）

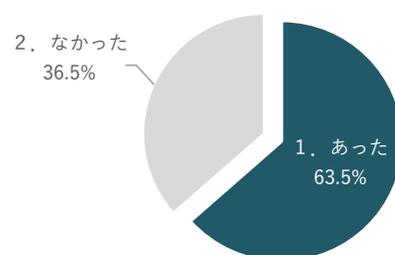


その他-自由記述
資料整理（同意見2件）

アーカイブズに関わること全般。
日常業務。
現場での業務。
現場の実務に活かしたい。
職場でのアーキビストとしての職務従事。
業務遂行。
公文書管理法に基づく文書管理。
職場である自治体での公文書管理の推進。
勤務先における歴史保存、行政文書管理の改善。
組織内での発言力強化。
組織におけるアーカイブズの位置づけがまだ低いことからそれを高めるとともに、個人の知識・経験に頼る体制から組織的に動く体制への移行を目指して活動すること。
「認証アーキビスト」という資格と業務内容が存在することについての一般への普及活動。
アーカイブズ関係団体における活動、認証アーキビストのネットワークづくりなど。
実践的な研究活動。
ボランティアを活用しての未整理資料の整理手法の確立と県内市町村への事業モデルの普及。
芸術系の史料に関わってきた経緯があり、個人史料のアーカイブ化に協力している。公文書管理の基準に照らして進める予定である。
民間企業として官民の記録管理についての改善支援。
記録管理の支援、レコードスケジュール導入の支援。
資料の保存、公開活動（社会貢献）。
教育活動。
自身の就職活動。
正規雇用される見通しが立たず、また正規雇用されたとしても生涯賃金が著しく低くなる見通しであるため副業等を視野に入れる必要があり、アーカイブズ関連の活動に割くことができる経済的・時間的リソースはありません。アーカイブズ関連の活動が、起業や副業として高額の報酬が見込めるものであれば検討します。

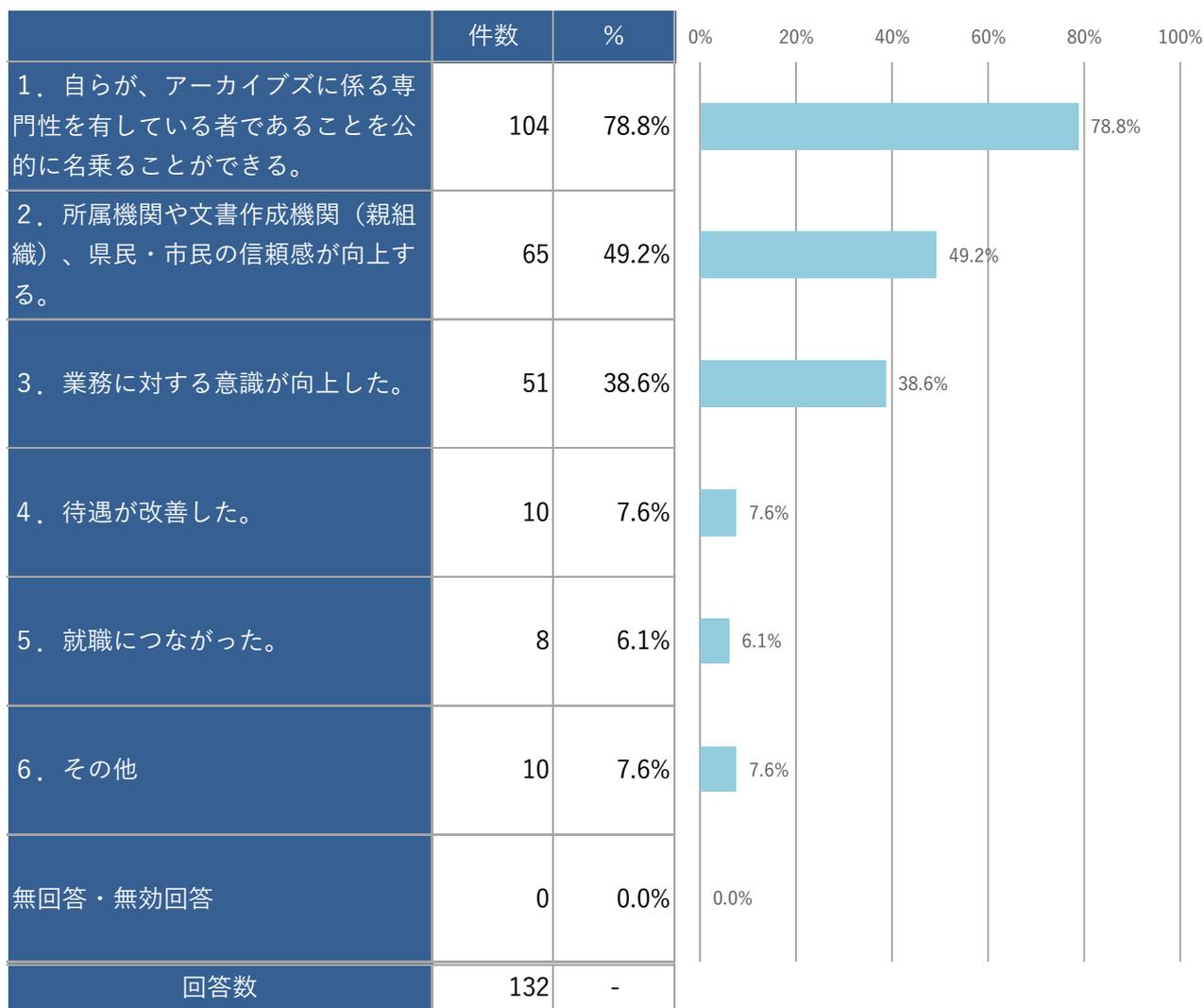
問44. 認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか。

	件数	%
1. あった	132	63.5%
2. なかった	76	36.5%
計	208	100.0%



【問44で「あった」と答えた方のみ】

問45. 問44で「あった」の場合、どのようなメリットがありましたか。（複数回答可）



その他-自由記述
昇給した。
認証アーキビストとしての役割を求められるオファーがあった。
勤務で関連する他部署の担当者に一目置かれた。
「アーカイブズに関わる専門性を有する職員を擁する」ことが、所属機関の強みとなった。
アーカイブズ、公文書館という存在を一般社会に認知してもらうきっかけになった。
展示会や図録作成未体験者が学芸員肩書を使用するストレスの軽減。
問40に係わる改善提案の問題提起に際し、資格を有していることが説得力の一助となっている。
公文書館に再任用の決め手になった。
自己の意識向上。
メリットは「自分の心構え」の部分のみに現れた。実利面では、現住の都道府県でほぼ唯一の認証アーキビストであるが、行政や所属組織からこの件での照会や評価がなされたり、知見を求められることもなかった。逆説的には公文書等管理に本当に興味のない行政、組織の中にいることを再確認でき

た。がっかりした。

問 46. 今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。(自由記述)

○様々な事情により更新要件を満たせるか不安

①異動など

現在はアーカイブズ機関に勤務していないため更新条件を満たすことができるか不安。

現在アーカイブズ関係機関ではなく、教職に従事しています。更新ができるかどうか不安です。

人事異動により、アーカイブズ機関から離れているため、新たに学べる機会が少なく、更新が厳しいのではないかと考える。

行政職の地方公務員であるためアーカイブズと関係ない職場に異動しているので、アーキビストとしての資格を継続するために最新の研究動向や他の自治体の状況などをつかみ、資格更新に向けた活動が十分にできるかどうか不安である。

もともと教員として採用されており、異動があるため、現在、アーカイブズ機関以外(学校)に勤務しています。そのため、職務基準書に記載されている業務を行うことが難しい状況です。しかし、歴史資料をもとに歴史が明らかにされていること、それらを保存していくことが重要なことであることを授業をとおして生徒たちに伝えています。アーキビストは、アーカイブズ機関以外においてもアーキビストとしての役割を果たしていくことが重要であると認識しておりますが、更新の条件(ポイント)を見ると、更新していくことが大変難しくなるのではないかと懸念しています。認証アーキビストの更新については、専門職としてアーカイブズ機関に就職された方を念頭においているように思いますが、専門職の採用が多くない地方の状況も勘案していただけるとありがたいと思います。職責を担うため、更新をしていくということについては理解していますが、地方の現状をみると、アーキビストの自発的な学びに重点をおいてもよいのではないかと思います。また、学芸員、司書は更新がないので、他の機関との整合性も勘案していただけるとありがたいと思います。

人事異動によりアーカイブズ部門から動いてしまったので、このまま戻れないと資格を継続的に維持できない可能性があり、危惧している。

異動によりアーカイブズと直接関わらない部署に配属されたため、更新要件を満たせない可能性が高いこと。

アーカイブズの実務に携わる仕事から異動したので、実務経験や執筆で更新に必要な実績をつくるのが困難と見込まれること。

異動により職務を離れて更新ができなくなること。

職場の異動・転職等により、アーカイブズの現場を離れる可能性もあるが、その場合、現状の更新条件がやや厳しいため、更新できない可能性がある。

異動があるため、実績年数の加算に対応できるか。

異動等によって職務内容や立場が変わると、仕事の一環として調査研究を行ったり、研修を受講したり、研修講師を務めたりすることが困難になる可能性がある。その場合は、更新に必要なポイントを獲得できないのではないかと懸念がある。

人事異動によりアーキビストとしての業務を積み重ねていくことができなくなる可能性がある。管理職・上司次第で、アーカイブズの仕事への重要性を理解していただけないことがあった。認証アーキ

<p>ビストの更新も、その時の管理職のご理解を得られるか否かという懸念がある。</p>
<p>管理職となり、アーカイブズをふくむ文化財行政全般を担当することとなり、直接アーカイブズの現場にタッチする割合が減少した。更新にあたり、十分な実績をつむことができるかどうか。</p>
<p>現在実務から離れたスタッフ部門のため、また研究業務に係る時間を確保することが難しくなるため、更新条件を満たすことができるか懸念している</p>
<p>主な作業が公文書ではないため、今後認証アーキビストの対象から外れる可能性を懸念。</p>
<p><b>②出産・育児・病休など</b></p>
<p>現在産前休暇中であり、今後、産後休暇を経て育児休暇を取得する予定です。更新については、現在ポイント制となっています。産育休中は職務従事およびその他ポイントに関する活動が一切できないため、次回の更新は難しいのではないかと考えています。一方で、職場復帰後、おそらく職場からの再取得への（または無理にでも更新条件に該当するように）強い要請があるため、時短育児をしながら論文等を執筆して何とか休業中のポイントを取り戻さなければならない可能性が高く、非常に厳しい状況下に置かれると考えられます。産・育休中のアーキビストへの手当てがないと、女性は更新し続けることが難しいかと思えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブズに係る研究成果を発表・報告する機会がないため、調査研究能力の点数を取得できるか不安に感じている。</li> <li>・会計年度任用職員であるため、出産や育児によって離職しなければならない可能性が高く、実務経験の点数が取得できず、更新できないのではないかと不安。</li> </ul>
<p>私自身、現在は職務基準書に基づく業務に従事していないため、ポイント数に達しない可能性がある。また現職の方でも、ライフイベント・異動等でいったん現場を離れてしまった場合などにポイントを満たせず、失効してアーキビストの数が減る→先細りになる、といった状況を懸念している。</p>
<p>5年後の再認証に際して、例えば不本意に他部署へ移動している際に資格が認められなくなる懸念。あるいは女性の産休・育休が認証に影響があるかどうか。</p>
<p>現在、健康上の理由により現場を離れ、また講習受講も困難なため、5年後に更新の基準を満たしているか（出来ればブランクの期間は設けたくない）。</p>
<p>認証アーキビスト取得直後に、病気のため休職してしまい（現在は復職済み）更新の要件を満たすことができるか不安がある。</p>
<p><b>③雇用形態など</b></p>
<p>非正規職員なので、現在の職に在籍できなくなると在住地にアーカイブ機関が非常に少ないこともあり、引き続き更新のための実績が積み減ることを懸念している。</p>
<p>任期付き職員なので、任期終了後、アーカイブズ関連業務に従事出来るか不明なこと。</p>
<p>アーキビストとしての募集のほとんどが非正規であり、任期付きのため、つぎにアーカイブズ関連の職業につけるかわからず、実績が積んでいけるのか懸念している。</p>
<p>令和4年度が現職の最終年度にあたるため、認証アーキビストを更新するかどうか迷っている。</p>
<p>現在の職場はあと4年で任期満了になり、その後の再就職は年齢の関係で厳しいと予想されますので、更新に必要なポイントの取得が難しいことが予想されます。</p>
<p>更新時にアーカイブズの職務に関わっているかがわからない。</p>

<p>アーカイブズ関連業務は継続して従事することが難しく、ごく一部の正職員以外は更新要件が厳しい。実績をつみかさねる環境が整っていない。</p>
<p>継続的な業務への従事。</p>
<p>認証アーキビストを名乗っているとはいえ、アーカイブズ関係の仕事を継続できる保証がないこと。</p>
<p>現在の職場から離れた場合の認証更新。</p>
<p>今後、離職した場合に更新条件をクリアできるかどうか（実務経験が足りるかどうか）不安がある。</p>
<p>仕事がコンスタントに継続できるとは限らず要件を満たせなくなることを懸念している。</p>
<p>働くチャンスがあまりないこと、研修の機会が少ないこと。</p>
<p>雇用形態が不安定なので、着実にキャリアを重ねられるかが不透明なため、そのことによって更新が妨げられないかが懸念事項。</p>
<p>雇用が不安定であるため、今後もアーカイブズ関連の業務に従事し経験を積むことが可能かどうか。</p>
<p>専門業務に従事できない職業となった場合の実績づくり。</p>
<p>現在はアーカイブズの職から離れているため、アーキビストとしての活動実績や研究業績をどうするか。先が見えません。</p>
<p>現在の仕事はアーカイブズとはまったくの無縁のため、次回の更新では申請が認可されないかもしれない。</p>
<p>昨年度まで所属していた公文書館は3年で雇い止めの会計年度任用職であり、任期満了後は最低1年を空けないと戻ることができない。5年ごとの更新のために実績を積みたくても積めない状況に陥っている。</p>
<p><b>④定年退職など</b></p>
<p>定年退職し、アーカイブズ関連の業務には関わっているが、現状はボランティア的な立場である。内容的にはアーカイブズに関わっても、アーカイブズ機関に所属・就職できないと更新できないのではないかと懸念がある。またアーカイブズ関連機関に職員として所属しなければ、国立公文書館の研修に参加することすら叶わないのではないかと心配が増える。</p>
<p>定年退職で現場から離れた際に起こるメリット・デメリット。</p>
<p>定年退職したので、以後の更新時に更新できなくなるのではとっております。</p>
<p>リタイアの時期が近付いており、アーカイブズ機関での勤務を離れて、一民間人になった場合に、成果や業績を取りまとめるモチベーションを維持できるか、また発表の場が得られるか、やや不安がある。</p>
<p>定年やその他の理由で退職した後、更新までの間にアーカイブズ関係の仕事に従事できない場合、業績実績を重ねられないこと。地方の場合、アーカイブズ関係の仕事がほとんどないことが一番の大きな問題。</p>
<p>論文発表機会の減少、(現役を退いたため)。最新の知見や動向に触れる機会の減少(現役を退いたため)。</p>
<p>次回の更新は定年以降となること。</p>
<p>次回の更新時に65歳を超えるため、現在の職場での仕事を継続できなかった場合、更新に必要な研修の機会や論文の発表の機会が失われて、認証アーキビストの更新ができなくなる可能性があること。</p>

年齢（高齢化）に伴う業務の継続化。
次回更新までに必要な点数を積み上げることができるのか懸念します。4年後まで本職務に就いていれば可能かもしれませんが、そうでなかったら年齢的にそのあとはないと思います。
退職している。
<b>⑤研修受講など</b>
アーカイブズ関連の最新情報の習得やスキルの向上。職場では認証アーキビストになると国立公文書館アーカイブズ研修は受講できない。更新のための「ポイント」確保への不安。常勤職員のため、アーカイブズ機関への長期間配属の確証はなく、全く異なる職場への異動も考えられる。職場でのベテラン職員と同列の資格であるため、気後れてアーキビストを名乗りづらい。職場にはアーキビストにならなくても、アーキビスト同様の専門性をもって働く職員が数多くいる。
私が個人で認証を取得したため、職場は認証アーキビストについてほとんど無知です。更新に際しても、私の個人的努力のみでしていかないといけないと思っています。（オンラインでの研修なら予算がかからないので受講できればと思いますが、正規職員の説得から始めないといけないので正直しんどいです。）
研修の参加する時間がなかなかとれないので、それが懸念事項です。
公文書館による研修（講習）が必要。
国立公文書館・大学以外では、どのような研修等に参加すると、更新のポイントに認められるのかが知りたい。
どのような研修会に参加すべきか？
更新に必要な研修の枠が少ないこと。
<b>⑥調査研究実績など</b>
業務が忙しく、更新時期までにアーカイブズ関係の業績が積めるか不明である。
5年間のうちに新しいアーカイブズ関係の論文を書く時間がないので更新できないと思われること。
現在の勤務体制や家庭の都合もあり、なかなか外部研修や学会などには参加できず、論文執筆も日常業務に圧迫されてなかなか進まず、アーカイブズ学会の更新条件もなかなか達成するのが困難だ、という実感があり、認証アーキビストの更新も同様である、と予想される。スタッフが少なく、日常業務に忙殺される、地方アーカイブズの実情にも即した、アーキビストの日常業務を評価して更新されるシステムを望みます。
所属館の現在の状況が悪くアーキビストの人数が不足しているため、公文書の移管選別・レファレンスなど日常業務に追われており、結果として研究活動（執筆・展示・講演など）に割く時間がほとんど取ることができず、研究業績を積み重ねることが難しい状況にある。
更新に必要なポイントが得られるか不安。業務が多忙のためなかなかまとまった期間を必要とする研修や論文執筆の時間が取れない。
人員削減にともなう業務負担の増加によって、アーカイブズ関係の研究や普及啓発活動に割く時間が減少する可能性あり。
地域資料を扱っている。業務が多くて、更新時に成果を出せるか心配。
再認証がポイント制で20ポイントとある。勤務で15点はクリアできるが、残り5点の確保に不安がある。研修については職場はかなり不理解な部分があり、職務成果についても予算に左右されるなか、業務縮小が起これば成果物が公に出せなくなる可能性がありうる。

更新にあたっては、新規申請時に比べて短い期間（5年間）での成果要件が求められており、職務に従事しながらのアウトプットが厳しいとの声を多く聞いている。この点が資格更新にどのような結果を及ぼすのか、注視している。
家庭の事情により成果発表を多くはできないので更新要件を満たせるか不安。
業績をコンスタントに出すこと。
更新期日までに論文数本を執筆し発表すること。
更新に必要な学術的成果を継続的にあげていくことと、アーカイブ学の最新動向に則して自己の知識を更新していくこと。
歴史資料保有施設としての業務を担当しており、多様な業務を行い、研究等を行っているが、発表する機会がない。更新が難しいのではないかと懸念している。
アーカイブズ関係論文を発表できる雑誌が地域に少ない。
成果物を発表できる場・媒体が少ないこと。
学会等に加入して活動する金銭的余裕がないため、業績を作れず、認証を更新できないかもしれない。
現職でないためない。更新時の論文等が提出できない。
所属校の年史編纂事業が本格化するにあたり、業務内容も通常のアーカイブズ業務を縮小して年史編纂に係るものが増えてくると考えられます。年史執筆や資料の翻刻などは「アーカイブズに係る調査研究実績」には含まれないということなので、この部分の点数を積み重ねることが難しくなると予想されます。更新は6年目以降でもできるのでありがたいですが、小さなアーカイブズ機関では純粋なアーカイブズ関連以外の業務にも多く携わらざるを得ないと言う現状をご承知おきいただければと思います。
アーカイブズに係る新たな調査研究実績が乏しいこと（展示やレファレンス等の文書館業務遂行上、歴史学に係る調査研究実績が多くを占めるため）。職務基準書の基礎要件として、歴史学などのアーカイブズ関連諸科学に関する専門的知識を有することが望ましいとされている以上、認証アーキビストの更新に際しては関連諸科学に係る調査研究実績も認めて欲しい。
更新の要件の一つに論文執筆があったと思うが、アーカイブズの周辺分野である歴史学の論文でも要件に入るのかどうか。
学生時代から取り組んできたテーマが地域の近代・近世史で、現在の主な職務も古文書（私文書）の整理・公開作業です。必然的に公にする論考もそのような方面のものが中心です。認証アーキビストはどうしても公文書の方にウェイトが置かれていますので、応募段階でも「私でも大丈夫かしら」という疑念はつきまといました。更新時にも同じ事を悩むと思います。
<b>⑦その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本自治体では専門職の正規職員は配置されていないため、異動で配属された行政職採用職員を育成することになるが、論文執筆や国立公文書館の研修Ⅲ受講などはハードルが高く、正規職員の認証アーキビスト資格取得は非常に困難である。認証制度は公文書館等に配置された職員の知識・技術・意識の向上にとって有用と考えるが、達成が困難である場合、目標とする資格と認識されず、結果的に資格取得や意識改革につながらなくなるのが危惧される。</li> <li>・認証アーキビスト資格を取得した会計年度任用職員もいるが、本自治体では専門職の正規職員採用に非常に慎重であるため、正規職員化の見通しが立たない。認証アーキビストの資格を取得しても待遇改善にはつながらず、モチベーションの低下につながる事が懸念される。</li> </ul>

勤務する機関の取り組みによって更新の可否が分かれるのではないか。
資格をもっていても資格自体が認知されていないので、資格者のメリットがない。ポイント更新制で、更新できる見込みがない、と不安視する声が聞こえる。手数料を払うなど手続きが煩雑であればなおのことアーキビストが減っていくことになるのではないか。
現状、メリットになっていない（もちろん、デメリットもないですが）ので、これから認証を受けようという人が増えるかどうかを懸念しています。
認証資格は、職務とリンクしており、職務を離れるとこの資格のメリットがなくなると考える。職務があってこそそのアーキビストであると思う。
非常勤職員であるため、待遇の改善はなかった（常勤職員のみ改善）。将来的なキャリアアップの可能性はあるかもしれないが、いまのところ職場でのメリットは感じていない。そのため、必ずしも更新する必要があるか不明。
初回の認証時には私費で申請しましたが、今後の転職活動等に役立つ見通しが立たないため、更新時の職場が費用負担をしてくれないのであれば、今後は更新しないかもしれません。
更新するかどうかは未定。
有効期限が短いため資格としての価値を損ねている。もっと長く認証しかつ研修等の必要性については地域性なども考慮して遠隔からのオンライン参加なども検討してほしい。例えば 10 年認証とし、年会費 3000 円を課す。その代わり 1 年に最低限一度のアーキビスト研修を受講料 1 万円で国立公文書館主催で必ず受講するなど。研修は 1 日、6 時間。など。
更新要件（5 年以内の累積 20 点）はやや高すぎるように思えます。
例えば 5 年間に調査研究の論文発表が必須など、更新の条件設定によっては更新不可になる人が多く出ることが危惧される。日本アーカイブズ学会の登録アーキビストも更新の際に多くの方が更新できなかったと聞く。認証アーキビストも更新が始まる 5 年後以降に、新たに認証される人より更新できない人のほうが多くなり、年々認証アーキビストが減っていくようなことにならないことを望む。
学芸員や司書のように就業にあたって必須の資格ではないので、この制度は軽視され、形骸化するおそれがあります。長く議論されている文書館自体の社会的認知度の問題と関係することですが、博物館、図書館、文書館の 3 つが揃ってはじめて資料保存の全分野がカバーされることが、もっと周知される必要があると思います。
現場のための資格と考えるが、学術的な経歴を彩るための資格に方向性が向いているようで不安を感じる。現場にアーキビストを増やさない限り、アーキビストを退職補充の資格要件に書き加えることは難しい。退職者がアーキビストを持っていなければ、次の採用にアーキビストを必須要件にするのは役所の人事では至難の業である。
特にありません。ただし教員免許の更新制が廃止されることから、こうした資格の更新制がはらむ問題点を探るのも一つの手かと思います。
制度や更新基準や要件が変更していく可能性があり、流動的なこと。
更新基準が良くわからない。不安定な身分なので、勤務経験をあてられないことには疑問を感じる。
どのような審査基準によって、認証が更新されるのかを知りたい。
対象範囲が広いので（公文書、古文書、フィルムとか）、専門性がどのように評価されていくのか、よくわからないところがあります。
公文書の管理の能力の方が重要視されているように感じる。

<p>公的機関が作成する文書資料の整理に評価を偏らせず、歴史的な文書資料の保存・活用にも評価のウエイトを置いてほしい。</p>
<p>様々な困難に対処しつつ取り組んでいるが、これは本来業務における研究の一環という位置付けであり、認証基準におけるアーキビストとしての職務に該当するの否か懸念している。具体的には、このような取り組みを実施しても認証アーキビスト更新に必要な実績 20 点に該当しないのではないかと懸念事項である。これらの取り組みは趣旨的にはまさに認証アーキビストとしての職責に叶うものと考えており、更新時の職務実績として是非ともカウントして頂きたい。</p>
<p>企業内で文書作成整理管理の実務に従事していても、論文等を書く環境にない、民間企業職員は教育、研究機関にいる人間に対して、圧倒的に不利。大きくシステムが変わらない限り、更新は事実上不可能。</p>
<p>アーカイブの仕事に関係していないと、更新する技術・能力がないのではないかと気がする。認証アーキビストが、どのように役立つのか、周囲から求められないので、よくわからない。</p>
<p>更新をしても、自分がアーキビストとしての技術・能力の程度をはかれる物差しがないこと。</p>
<p>前職での成果で取得できたと思うので、現職では前職に比べ限定的になっているため、今後どのようにアーキビストとして活動をしていくかをまだ見出せていないこと。</p>
<p>現在は、直接文書管理の責任を持つようなポストではないこともあり、新たな情報入手が十分でないように感じる。</p>
<p>アーカイブズ関係機関に勤務していない場合は、更新が難しそうである。</p>
<p>やむを得ない事情で活動の場が失われた場合、更新ができるのかどうか。</p>
<p>家庭の事情でアーキビスト業務を含む勤務時間そのものに制約が生じていること。</p>
<p>ある（更新の要件を満たすかどうか）。</p>
<p>更新できる実績を積んでいけるとは思えない。</p>
<p>基準を満たしているかどうか。</p>
<p>更新条件を満たすことは難しい状態にあること。</p>
<p>どこまで（職務）が更新ポイントとして認められるか。</p>
<p>更新のための点数取得が可能かどうか。</p>
<p>今後求められるであろうデジタル関連の専門性を考えるときに、そうした専門性を体系的に学ぶことが難しいのではないかと考えています。</p>
<p>記録管理のデジタル化に関わる部分を更新の際の基準に取り入れる等、紙以外にデジタル化、システム化に関する知見を評価する視角も必要と考えます。</p>
<p>ICT の発展に伴う技術のブラッシュアップの機会を得ること。</p>
<p>アーキビストの認証審査体制（アーキビストの資格を持つ人が審査することが望ましい）。</p>
<p>現時点で特に大きな懸念事項はありません。</p>
<p>まあ、なんとかなる。</p>
<p>更新については日々の業務の範囲で更新に必要なポイントが貯まるため、あまり懸念はしていない。</p>
<p>特になし。更新を申請して認められなければ、それだけのことである。</p>
<p>認証アーキビストを社会にどのように認知させていくか。</p>
<p>認証アーキビストのネットワークづくり。</p>
<p>アーキビストとしての社会的評価の向上や、周知になかなか至らない事態。</p>

<p>准アーキビストの制度化については、文書館等の現場サイドにおいて要望があるのは承知しており、今後早期の手当てがなされると考えられるが、「上級アーキビスト」等の上位資格制度については議論の深化と進展が見られないように感ずる。今後、上位資格の制度化や国家資格化を進めていただきたく存じております。</p>
<p>アーキビスト同士の能力的なレベルの差。大学院等で学んだ人と現場経験が豊富な人とが同じ資格であるということ。</p>
<p>何らかの事情で更新の条件を満たさなかった場合の待遇等の変化。</p>
<p>勤務する職場で公文書保管への関心は低いと思える。所属課内でも廃棄公文書の保管作業に時間を費やすことが憚られる。このため国や国立公文書館は、規則の策定や選択的保管の必要性をさらに積極的に告知して欲しい。</p>
<p>狭い意味での公文書にかかる認証アーキビストを育成するための体制が当該自治体において成立し得るのか不安（具体的には、古文書関係のアーキビストは育成できても、公文書関係のアーキビストを育成できるのか心配。）。</p>
<p>申請にあたり、「資料保存機関を有する組織に所属して、（たまたま個人的に）認証アーキビストを取得した」という状況であった。しかし、認証後の名簿表記は「組織から発令を受けている認証アーキビスト」のように見え、統計等でもそう扱われているのではないかと思う（統計をもとに、報道等で認証者の～%が〇〇で活躍しています、等とまとめられると、活躍どころか認証を得たことすら認識されていないのに、と思う）。この点について、組織または外部から「申請者が、勝手に所属組織の公認的な立場を名乗っている」と指摘されることはないのだろうか、と申請時には不安になった（結果的に、現住地では認証アーキビスト制度は全く注目されることはなく、現時点ではこうした指摘を受けたことはない）。</p>
<p>○特に問題なし 計 27 件 ※記載省略</p>

問 47. もし「archivist」の日本語訳を試みるとすれば、どのような訳がふさわしいと思いますか。  
（自由記述）

○アーキビスト 27 件	※日本語訳の必要なし（5 件）を含む
○記録管理士 11 件	※「記録管理士（保存士）」（1 件）を含む
○文書管理士 7 件	※「文書（記録史料）管理士」、「文書（公文書）管理士」を含む
○文書士 6 件	※「文書士、文書司」（1 件）を含む
○公文書専門官 3 件	
○文書専門員 3 件	
○記録資料管理士 3 件	
○文書管理員 2 件	
○記録管理専門員 2 件	
○史料専門員 2 件	
○以下、1 件の回答	
<p>「アーキビスト」は訳しにくいですが、その前に何らかの名詞をつけて、「文書館アーキビスト」とか「公務アーキビスト」「企業内アーキビスト」といったような呼び名を工夫して定着させていくのは</p>	

<p>どうでしょう。</p>
<p>archivist は公文書館業務に携わる人だけの資格ではないので、一部の業務従事者にのみ対応するものではないほうがいいと思う。文書資料専門員も考えたが、所蔵資料も業務内容もその機関によりまちまちなので「文書」に限定できないので「資料専門員」アーキビストで定着しつつあると思うので敢えて訳さなくてもいいのではないかとも思う。</p>
<p>カタカナの「アーキビスト」が適切であると考えているが、機関アーキビストのレコードマネジメント領域への進出（レコードキーピング）、収集アーキビストの存在と役割を考慮すれば、あえていうならば、「記録管理収集士」「記録保護管理士」「記録保護士」あたりが思いつく（「記録」を「情報」とすることも）。</p>
<p>「レコード・マネージャー（レコード・マネージャ）」の方が日本語として馴染みのある単語であるため、組織アーカイブズに関わるスタッフはこの肩書を名乗った方が理解されやすいように思います。純粹に収集アーカイブズ・歴史アーカイブズのみに従事するスタッフをアーキビストと呼ぶ方がよいように思います。</p>
重要記録管理士
歴史文書管理士
統括文書管理士
公文書管理官
公文書等専門職
公文書館専門職員
公文書等保存活用推進員
公文書保存計画策定員
公文書館士、史書士、史書司、歴史公文書司
公文書管理の専門家
公的記録等管理者
文書管理者
文書管理師
文書管理人
文書管理研究員
文書管理専門員
文書管理専門士、記録管理専門士、公文書管理専門士
文書館員 資料館員
文書館専門職
文書保存管理士
<p>「文書保存管理官（士）」 「文書管理指導官」 「記録保存（管理）士」 「記録文書保存管理士」とか。しかし、わたしは「アーキビスト」が良いと思います。先に挙げた日本語意識は、カッコ書きですね。「アーキビスト（記録文書保存管理士）」といった表記です。</p>
文書・記録・情報管理者
文書・史料取扱専門者
記録管理専門職

記録管理専門家（職）
記録(管理)士
記録管理師
記録情報管理士
適切かどうかはわかりませんが、「記録情報分析管理官」
記録専門官
記録専門員
記録専門家、保存記録専門家、記録保存専門家、記録保存管理者など
記録保存管理専門家
記録保存専門員
記録資料管理者
記録史料管理者
記録資料師あるいは史生。
記録士
記録司士
記録保守整備官
記憶遺産管理者
「記憶の護り人（もりびと）」
資料管理師
史料管理士??のようなかんじでしょうか。
そのままだと史料管理員。長いので略して史管員。
「資料」（文書以外のアーカイブを取り扱う施設もあるため広範囲をカバーする「資料」とします）を収集、保存、調査等適切に行われるよう管理を任される立場にある専門の職員なので、「資料管理専門員」という訳をイメージしました。
資料専門官
資料専門員
本市での専門職としての補職発令を検討しているなかで、「史料取扱員」「史料専門員」などの名前の案が出ました。
資料保存管理士
歴史文書評価士
歴史的史料継承士
歴史公文書専門官または文書管理専門官
文化資源管理士
公民文録保存管理士（アーキビスト）
わからない。アーキビストがやや認知度を上げている今、訳語が必要かどうか疑問。
日本語にはできない微妙なニュアンスがあるように思います。記録管理だと、レコードマネージャーとの職務の違いが明確にならず、歴史を入れると歴史資料となるような歴史的文化的価値の高いものだけがアーカイブズだと誤解を生みます。このため現段階で、日本語訳でふさわしい言葉は思いつきません。

<p>まだ素敵な言葉が見つかりません。訳ではありませんが、最近見かけた言葉で最も近いものは「思想と価値の伝達作用を担う者」です。</p>
<p>適当な訳語は思い当たりませんが、認証アーキビストやアーカイブズ関連のニュースや、当該ニュースへの SNS の反応などを見ていると、現用文書の散逸や改ざん等を防止する役割を期待する声や、認証アーキビストを国家公務員や政府の審議会の委員等と誤認している発言などがあり、過大な期待感を与えてしまっている印象を受けます。認証アーキビストに限って言えば、主に非現用の文書の選別や歴史的な文書の保存・公開を担う職員（または社員等）であることがわかるような訳語がよいと考えます。</p>
<p>具体的には思い当たりませんが、意味の伝わりやすい漢字が使われているとよいと思います。逆に、例えば「図書」「文書」「文章」といった、律令制以来、色々な意味や役割が付与されてきた字や語句を使うと、名称が曖昧化すると思います。とくに図書館司書や学芸員との区別ははっきりとしてほしいと思います。</p>
<p>資格名称としては「公文書管理専門員」が適当。ただし職名としては公文書館等におけるアーキビストと行政機関におけるレコードマネージャーの役割を区分する必要があるものと考えており、これとの関係で整理が必要。私見としては同名称はレコードマネージャーの日本語訳にも当てるべきものと考えており、その場合、公文書館等のアーキビストの役割にふさわしい図書館司書に該当するような別の日本語職名を考慮する必要があるものと考えている。</p>
<p>職場でもよくこの話題になりました。「archives」も「archivist」も難題です。しばらくあたためさせてください。繰り返し質問項目としていただけるとありがたいです。</p>
<p>むしろ、学芸員をキュレータ、司書をライブラリアンと呼び改めるように進めてはどうか。</p>
<p>一般向けの理解しやすい訳。</p>
<p>○わからない、思いつかない 7件</p>

問 48. アーカイブズを社会に根付かせるために、あなたは今後何をしていきたいですか。（自由記述）

<p>前職の経験から、アーカイブズ資料の中心となる公文書がどういうものかピンとこないという市民が多かった。そのため、アーカイブズ資料は実は身近なものであること、後世に残すことの大切さを展示や講座で普及していきたい。</p>
<p>若者への啓発活動。</p>
<p>次の世代への橋渡し。</p>
<p>自らの職場内での P R。</p>
<p>より多くの人（海外のユーザーを含む）が、気軽に公文書にアクセスできような体制づくり。積極的な情報発信等。具体的には、海外の類縁機関等とより積極的な情報交換、共同プロジェクト等を推進する。</p>
<p>大学講義を通じて多くの学生にアーカイブズの存在意義とその活用法を知ってもらうことから始めたい。</p>
<p>専門家として所属館所蔵資料の着実な保存管理と公開を行うとともに、所蔵史料の調査研究と公表して参ります。</p>
<p>組織記録そのものの組織内での存在意義、保存と活用について普及したい。</p>

現在行っている情報発信活動を継続する。専門職団体（≠学会）設立を推進する。
専門職としてどのような職務を、どのような倫理のもと行うのか、普及啓発活動を行っていききたい。
このような資格があるということを発信していくこと。資格を生かして、対応している資料の調査研究、情報発信の質と量を増やしていききたい。
研究成果の発表等を通じて国・公共機関全体に記録管理体制およびアーカイブズ資料の収取・保存体制の確立を訴えつづけていききたい。
学校教育への影響力を深めたい。若い世代にアーカイブズという存在を浸透させたい。
地道な情報発信、対話。
展示等を通じた普及啓発。
研究、展示等の教育普及事業。
アーカイブズの利用普及、紹介。
各地方自治体の地域資料保存と活用，学校資料の保存管理，地域社会におけるアーカイブズの活用と認知の向上。
淡々と業務をこなしていく。
大学の学部レベルでの教育に努めたいと思います。
地道に業務に取り組み、利用者のニーズに応えていくことで、アーカイブズが貴重な記録であって、個人や社会の役に立つということを示していきたい。
学校史の観点だけでなく、多角的な視点で資料を捉え多方面に発信していきたいです。
アーカイブズを取り扱う図書館や博物館とは異なる「公文書館」という施設のことを知ってもらうため、展示会や自館の資料を用いた論説や資料紹介の発表を積み重ねたいです。また、周りから少しずつ知っている人を増やせるよう、わかりやすく簡単に伝えられる説明を日ごろから考え心掛けます。施設になじみを持ってもらえれば、そこで取り扱われるアーカイブズのことも関心を持ってもらうことにつながりますし、寄贈相談や家の整理の際に見つかった資料の処遇など、地域のアーカイブを発見し守る活動にもつながると考えるからです。
地域の人々・一般の人々にも、積極的にその価値を伝えていけるような対外発信を続けていき、アーカイブズと利用者をつなぐ役割を果たしたい。
人材の育成。
アーカイブズの認知度向上（広報誌や施設見学等を通じて、アーカイブズやアーキビストの仕事を世間に広めることなど）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する機関の資料を整理し、資料の情報を発信する。</li> <li>・アーカイブ資料を利用して地域の歴史をひもとき、発信する。</li> </ul>
アーカイブズの重要性はもとより、それを通じて得られるおもしろさを知っていただくための資料展示や執筆活動など。
市町村におけるアーカイブズ機能の普及啓発。
史料なくして歴史は残らないことを発信していきたい。
着実に業務を行う事や研究を進めることにより、アーカイブズの必要性や有用性を示すこと。
まず、アーカイブズ機関が存在しているということを知ってもらう。そのうえで、具体的にどのような仕事を行なっているかを紹介するとともに、資料保存の重要性を広める。
歴史公文書を活用することの具体的な有用性を示していきたい。

論文執筆やアウトリーチということになりそうです。
レファレンスを通して、資料の探索や紹介が得意な職種の人がいるという認識が一部の住民に広がってきているので、今の職務を継続しつつ講習会やワークショップなどを増やして図書館くらい気軽に公文書館を利用してもらえようようにしていきたい。
地道な文書館・博物館活動。
アーカイブズの業務について、広報活動を展開していきたい。
アーカイブズを誰もが活用できるように収集・整理し公開する。
精緻な観察によって自然を、記憶（記録）の保持によって人間とその社会を、それぞれ深く理解することで、人類は知の地平を開いてきました。アーカイブズの進化は後戻りのできないことであり、今後もさらに発展させるほかなく、そのための責務を回避しようとしてはならない、という意識を、多くの人と共有していきたいです。
研究。
（認証アーキビストであることに限りませんが、）アーカイブズ以外の分野にも活動を広げ、より広くアーカイブズを知ってもらう機会を増やしていきたいです。
地域資料の保存、公文書保存・公開の重要性の啓発。
アーカイブズとは何かを第三者へわかりやすく説明できるようにすること、一方で、重要な記録を将来のために残すことそのものについてはどんな立場の人であろうとも様々な方法でできることを、自分の実践によって伝えることをしていきたいと考えています。
担当する学芸員課程授業の中でのアーカイブズに関する基礎知識の教育。
年齢的にアーカイブズ機関に勤務するのは、ここ1・2年なので、今後は市民として、あるいはボランティアとして文書館を応援していきたい。
アーカイブズ及びアーキビストの重要性について社会的な発信をしていきたい。
アーキビストが各機関に常置されるための仕組みづくりを全国の認証アーキビストと一緒に考えたい。
講演・執筆等の普及活動。
全国の公文書館、世界のアーカイブスの利用を通じて、所蔵資料の検索方法、利用方法を習得し多くの人に広めたい。
館の知名度アップ・利用促進。
歴史は歴史資料（公文書含む）から明らかにされていることを、より多くの人に知ってもらうこと、また、このことにより歴史資料から過去を調べ、検証することが特別なことではない社会にしていきたいと考えています。公文書館の利用の多くが、研究者、郷土史家等である現在、歴史が特別な人たちだけのものではないことを伝えていきたいと思います。現在、学校という場で、これからの社会を築いていく若い人たちに、少しでも歴史に興味をもってもらえるよう、電子黒板を活用して歴史資料を紹介しています。アーカイブズ機関からは離れていますが、アーカイブズ機関職員とは異なる立場で歴史資料やアーカイブズの重要性を伝え、普及に努めていきたいと考えています。
認証アーキビストとして地元自治体との連携。
講演活動、論文の執筆。
アーカイブズの普及啓発（とにかく存在していることを認識してもらう）。
記録管理とアーカイブズの重要性について研究を深め、社会へ発信する。

市民向けに評価・選別に関するレクチャーを行う。アーキビストとしてのメディア利用。
アーカイブズ機関に何らかの所属することを希望しますが、所属して活動するだけではアーカイブズが社会に根付くとは限りません。価値ある記録、歴史として残すべき史料が色々な形で存在します。自分の例ですが、ある個人史料について、ご家族からアーカイブ化を図りたいと依頼され協力しています。個人史料をアーカイブズとして伝え、かつて本人が活躍していた時以上にその価値が高まり、研究を啓発し、国際発信にもつながればと考えています。公文書管理の現場からは離れますが、そうした場面にもアーカイブズの考え方や公開基準などが生かされると考えています。元職場でもデジタルアーカイブに関連する業務に協力します。当面はボランティアに近く、せいぜいアルバイトかもしれませんが、アーカイブズが社会に根付かせることにつながる所存です。
まずは周囲のアーカイブズに対する理解の向上に努めたい。また、所属機関が属する市役所の公文書に関する保存管理規定を見直すことに挑戦していきたい（現状では所管課が異なるため介入不可能）。
歴史文書の保存や活用についての現状がいかに貧弱で合理的でないかを検討したい。
社会や学校への情報発信や教育活動を地道に行うこと。
アーカイブズ利用の普及活動。
前職で心がけていたのは所属機関の人たちの理解を深めることだった。閑職だとか好きなことやっけていいですね、という誤解を解くことからであった。時代は変わって今は相当理解を深められたと思う。次は、一般への理解を深めることに努めたい。広報活動や資料保存の重要性などを身近な題材で解説することを考えている。
公文書だけではなく、私文書の公開事例を増やし「アーカイブズの利用」が市民生活にとってより身近なものになるように働きかけたい。
アーカイブズ、アーキビストの役割をより身近に感じてもらうような活動をしていきたい。
アーキビストの名を肩書として積極的に名乗る、名刺に書き込む、媒体に書く等々、アーカイブズを説明する機会を増やしたいです。
成果を社会に還元する。
論文等執筆活動。
自身の専門分野を生かした、アーカイブズの普及啓発。
自身の職場での業務熟達、評価獲得。
地道に考え実行する。
公文書・古文書等歴史資料を問わず、さらなる資料の保存・活用およびその普及活動に関する新しい研究と実践。
自治体の職員や市民に公文書保存と利用する意義を言い続けること。
今後進むべき方向を模索するにあたって先人が歩んできたことを知ることが重要であること、そのためには記録を管理することが重要であることを喧伝し続ける。
展示等の普及活動や子どもへの授業。
常に資料と閲覧者に対し誠実であること。
記録を読むことの面白さ、記録の奥に世界が広がって見える楽しさを伝えていきたいと思っています。「だより」や企画展示等で一般の方の興味をひく情報(資料紹介、お仕事紹介等)を提供していきたい。
地道な普及啓発活動。

資格として社会に認知されておらず、それを認知させていく啓発広報活動等に取り組みたい。併せてスキルアップに努めたい。
アーキビストを民間で雇用し、その処遇改善、アーカイブズの社会的ニーズを拡張することを考えています。
公文書とその周辺資料の一体性について訴えたいと思います。
アーカイブズ資料の重要性、おもしろさ、アーカイブズ資料からわかることを伝えていきたい。
これまで日本でアーカイブズと認識されてこなかった分野の記録に対して、永続的に保存して利用可能とすることへの研究面および実務面での専門的知見の提供。
庁内や市民の方に対する啓蒙活動を地道に続けていきたいです。また、自分の活動をまとめて紀要などで報告し、後進に継承していきたいです。
これまでどおり、史料整理を地道に行い、成果を公表していくことで、史料保存の啓発を行っていききたい。
「記録管理（レコード・マネジメント）なくしてアーカイブズなし」。レコードキープの調査・研究など。
勤務先の歴史保存、行政文書管理に係わる現状改善に注力する。
アーカイブズ形成や利活用などのアーキビストとしての活動を通じての普及活動。
現在の仕事を更に頑張っていきたい。
地道な啓蒙活動。
利用者に誠実に対応したい。
市民に対する認知度の向上・利用の促進を図ることが必要と考えるため、研究・普及活動にもある程度注力したい（そのために所属館の状況を改善したい）。
幸い、個人的には本業と無関係な研究活動をマスコミ相手に公開する機会には恵まれており、肩書としてアーキビストを名乗っている。自分自身の浸透力は低いと思われるが、アーカイブを社会に知ってもらう一助にはなると考える。
所属組織の公文書の廃棄、保管作業へ継続的にかかわる。企画展示へ公文書を利用し、来館者に関心を持ってもらう。アーキビスト間の横のつながりを持ち経験を共有したい。
アーカイブズに関する普及啓発活動。
近隣の複数自治体での資料保存の大切さアーカイブズの必要性等についての講演会の開催と助力をおこなう。これをもっと広く広げていきたい。
一般の人にわかりやすく普及啓発するレファレンスに真摯に対応し、アーカイブズがあってよかったと市民のみなさんに感じてもらう機会を増やす教育連携や子ども向け講座の中で子どもたちにアーカイブズを知ってもらう機会を増やす。
講座等での発信。
研修の企画・運営、講師情報誌や研究紀要による情報発信。
利用普及事業。特に地域の小・中・高等学校等の学校教育機関と連携し、「記録資料」を活用した学習や研究活動の支援、教員向けの研修などを行っていきたい。
他人に語る。
引き続き、担当しているアーカイブズについての情報発信等。
事業所における記録の現用から非現用の一貫管理。

文書などの史料・資料に基づいた研究結果や情報の発信。
資料閲覧、展示、講演など日常のアーカイブズ業務を通じてアーカイブズの重要性を社会に啓発する。
アーカイブ資料に内在する豊かな情報を発信する。
公的機関に限らず身近な記録や資料をアーカイブズとして整え活用していく実践をしていきたい。
行政職員に対しては重要な経験知と住民への説明責任として将来検証できる重要な記録を適切に管理し公文書館へ移管すること。一般には幅広い層にアーカイブズの役割を分かりやすく伝えていくことで支持が得られるようにしたい。
評価選別基準の理論化や、アーカイブズの魅力を引き出すさまざまな普及事業の実施。
行政をはじめとする組織において、処分される公文書の中から後世のため歴史的価値を有するものを残していく必要があることを啓発していくこと。
普及活動。
(1) 図書館と博物館との連携。多くの人に親しまれる図書館や博物館と連携することにより、アーカイブズとの違いを表面化させ、「アーカイブズ」の言葉を知らせていくことが可能と思われる。また図書館の日本十進分類表（NDC）ではアーカイブズは専門図書館の扱いになっているので、博物館同様に単独の扱いになるように働きかけたい。
(2) 学校との連携。小中高校の教員へ働きかけ、児童生徒へ対し、アーカイブズを活かすことができるプログラムを作り上げていく。
所属する機関のアーカイブズを整える。
三谷幸喜氏とのコンタクト、アーキビストを主人公にしたドラマの執筆依頼。
まずは広く所属する組織全体の人々にアーカイブズについて理解してもらえよう今従事している業務に邁進したい。公文書の評価選別に悩む職員の方々の話をよく聞き、最善の選択ができるよう協議を重ねることで、歴史的公文書は未来に引き継ぐ財産であるという意識を形成することに少しでも役立ちたいと考えております。
普及啓発活動への従事。
所属する組織内での普及活動。
「身近なところにもアーカイブズ」というように、身近なところにもアーカイブズに関するものが存在していること、それが単に認識されていないことなどを周知する形で、アーカイブズを国民・市民の身近にしていければと思う。
教育の場にいるため、アーカイブズの利用を働きかけるなどしたいと考えています。
アーカイブズは利用者自らが主体的に考える素材を提供する場であると考えている。そのようなアーカイブズの役割を、様々な方法で発信して的確に伝えていきたい。
中学や高校での授業や、官学協力してアーカイブズを構築し、子供達にアーカイブズのことを教えたい。
情報発信、啓蒙活動。
まずは自分の職場の中におけるアーカイブズの重要性を認めさせ、組織的にも独立の単独部署としての立場を獲得したい。
アーキビストの周知。
私のメインテーマは「資料の保存修復」なので、原資料の物理的な長期保存と複製物（デジタル化）による利用促進を進めることに尽きる。

海外学協会への参加海外におけるアーカイブズ活動の紹介。
地域住民が自らの手で地域資料を整理し、目録を作成し、後世に残していく活動を強力に指導していきたいと考えております。
アーカイブ機関、アーキビストの仕事を多くの方々に知ってもらうための普及啓発活動に一層力を尽くしていきたい。
現在にいたるまでに、職場でのアーキビスト認証状況について、新聞記事、あるいは論文等で機会をいただき、また名刺などの肩書に入れたりして、小さいながら広報に努めました。基礎自治体ではまだまだ普及啓発が必要な状況だと考えていますので、広報を継続したいと思います。
日々の小さな業務の積み重ねが重要だと考える。
地道な啓発活動と、史料の保護や発掘活動。
官・産・学における連携。行政・民間企業・大学の枠を超えたアーカイブズの構築に取り組んでみたいのです。
アーカイブズの仕事知らない知人に地道に仕事内容をしらせていく。
社会に、というよりもまず「所属機関や文書作成機関（親組織）」に対してアーカイブの価値や歴史公文書等を保存活用することの意味・役割について認識・理解させることがアーカイブズやアーキビストの使命であり、それが正しく理解され、アーカイブズが価値あるものとして運営されていけば、自然と市民や社会に根付いていくものと考えます。そのためにアーキビストは親組織に働きかけていかなければならないし、アーキビストの発信に耳を傾けることができる（親）組織を変わっていかねばならないと思います。
地域の文書について地域の人びとに知ってもらう機会をつくっていききたいと思っています。
地域資料の保存啓発。
学芸員資格を活かした、展示等による情報発信、普及啓発。
現在行っている業務を誠実に遂行すること。いろいろな媒体を通してその価値を宣伝していきたいと思っています。
部内での研修や後進への指導の中で、文書管理があらゆる業務活動の「基礎的なインフラ」であることを伝えていききたいと思っています。
導入実績の積み上げと教育研修の実施、およびアーキビストの待遇改善。
所属組織の公文書等が、適切に作成、管理、引継されるように日常的な文書管理を地道に改善していきたい。
アーカイブズの義務教育事業への関与に関する普及活動。
資料の活用。資料が保存されていてよかったと多くの方が実感できるように示していく。
関係機関、県民への資料保存の必要性及び活用方法の啓発。
地方自治体の首長へ公文書管理の理念を理解させ、専門職の設置と育成の働きかけ。
利用促進。
アーカイブズに関する研修等の講師の依頼や雑誌等への執筆依頼があれば、積極的に受け、微力ながら情報発信していきたい。
歴史講座でも、前提となる史料管理等を踏まえて話す。
重要な資料（記録）を収集、整理、公開し、収蔵資料の充実に努めること。
認証アーキビスト・ネットワークの発展・拡充。

資料紹介の論文、エッセイを執筆する。所蔵資料を展示する機会を多くする。
現在歴史的公文書の保存・管理には携わっているが、できれば現用文書の評価・選別等にも関わっていききたい。古文書を含む地域資料の消失・散逸・劣化防止のため、所蔵状況の実態調査を継続的に実施し、所蔵者に記録史料を後世に伝えることの大切さを広く理解していただき、永続的保存と社会における一層の利活用に寄与していきたい。
普及啓発活動。
「アーキビスト」という言葉を意識的に使う（職業欄などで）。
これまで携わってきた資料保存の経験を生かして、職務やボランティア活動を通じて、幅広い世代のみなさんに、地域に残る歴史資料の大切さと、その保存方法、被災した資料への対処などを伝えていきたい。
地道な啓発活動（特に行政機関に対して）。
アーカイブズの魅力やその活用方法等を調査・研究を通して発信していきたい。
デジタル・アーキビスト資格を有していることから、講習会等の依頼があれば、幅広い形でのアーカイブズの役割を知らせられたらと思います。
◎公務を通じて、対象を明確にしたきめ細かい普及事業を展開したい。
展示を通じての資料公開、講座・講演会・論文等での情報発信。
児童・生徒への啓発活動、市民団体への助言。
在野でのアーカイブズと認証アーキビストへの認知、理解を深め、この分野で認証アーキビストが相談をする相手として選択されるように、在野におけるアーカイブズ活動を支援したい。
まずは自己の身の回りから。自分がより良く生きること。学会活動に参画すること。
教育に携わっているので、受講者にその重要性を伝えていきたい。
アーカイブズ資料及び施設の価値について、特に青少年に対して知らせていきたい。
組織内、住民双方に対してアーカイブズそのものの価値や面白さ、利用することによって得られる知識などを発信していきたい。
論文等の執筆活動。
これまでと変わらず地道に研究・教育活動に取り組んでいく。
資料を整理し、出来るだけ公開し、資料を寄贈・寄託することの価値を高めたい。市民の資料に対する意識を高めたい。
所属館や運営するデジタルアーカイブのプレゼンス向上をはかる。
普及啓発。職員に対してあるいは県民に対して文書（公文書）の管理の重要性を周知したい。
アーカイブズの調査研究に従事している訳ではないので、何か積極的に行動する予定はない。
問 49 に同じ（公文書であれ、地域資料（古文書）であれ、できるだけ多くの整理、データベース化を進め、多くの人々が利用できるような環境を整備し、それを通じてアーカイブズのもつ社会的価値につき多くの人々の共感をえること）
専門的な知識・技術を持つ正規職員がいない職場で働いており、過去には、館の資料整理の方針や、専門職の権限、ハラスメント問題等について館長等との協議も行いました。しかし、不愉快な思いをするばかりで何ら得るところがありませんでした。プライベートな時間にも悪影響がでてしまうので、今後しかるべき職位で採用されないかぎり、アーカイブズを社会に根付かせるための活動を行うつもりはありません。

とりあえずは仕事があるので、年金生活になってから考える。

特に考えていません。

問 49. アーカイブズを社会に根付かせるためには、今後何が必要と思いますか。(自由記述)

アーカイブズ資料を行政だけのものではなく、実は身近なものだと思える機会を増やす。

罰則を伴う法の制定、公文書管理機能の四権目への分離独立、学校教育での普及活動(学習指導要領への明記)。

アーカイブズがあるとこのようにいいことがある、という実体験。

公文書が身近なものであると理解いただくための広報活動。および、利用者に対する細やかなレファレンス対応等。堅苦しいイメージを払拭し、知的好奇心を満たすために気軽に出向く場所となることを目指す。

所蔵文書検索項目及び検索システムの標準化を全国的に進めること。

個々人及び組織の活動とともに社会全体の理解を得られるように情報発信が不可欠である。

個人の学習や研究、二次的創造のための「ジャパンサーチ」の強化・進展が必要だと思います。いつでも、どこにいても日本の文化資源にネットワークを通じてアクセスできる社会を実現することでこれまでと異なる創造的未來が開けていくと考えます。

記録に対する組織員の意識改革。

問 48 に同じ。(学校教育への影響力を深めたい。若い世代にアーカイブズという存在を浸透させたい。)若い世代への教育。

公文書等を後世に継承することの意義、重要性を積極的に発信すること。

桜を見る会問題等の社会問題と、その反動による国や自治体などの制度設計や学術等の運動。

人々の意識や社会通念等を変えないと難しいと思料する。

国民の政治に対する意識・関心を高めるとともに、政治に携わる者に緊張感を持たせること。

市町や企業等、もっと多くの組織にアーカイブズが設立され、身近に利用できるようになること。

古い記録、過去の成果などという意味で「アーカイブ」という言葉そのものは社会に浸透してきていますが、本来はより広範な意味合いの言葉だと思います。単純に古いものを指す言葉としてだけではなく、社会や団体、個人の成り立ちや立場を裏付けるものとしてより深い意味を持つことが浸透することが大切だと思います。

一般社会への普及活動が重要なのは言うまでもないが、現実には国や自治体が文書管理や、歴史公文書等の利活用の重要性を認識し、十分な予算を割く「文化」がはぐくまれなければ、広く社会に根付かせることは困難だと考える。そのためにもアーカイブズに理解ある政治家を増やすことが必要。

記録を残すこと、歴史を残すことについて、国や地方公共団体、大学、企業などがもっと関心を持ち、予算や人材を確保すること。

アーカイブズの存在を知ってもらうこと。利用者実際に足を運んでもらったり、HP にアクセスしてもらおうといった具体的な行為。

個々の施設の地道な活動や情報発信は当然だが、そもそも施設がない自治体が多く、足並みをそろえた活動も困難な状況にある。施設の設置や活動の強化を後押しするような国の方針の提示も重要だが、国、自治体、各施設等のトップにアーカイブズの必要性を認識させる必要があると考える。

国民にとって重要な文書が保存されること。そのためには公文書管理はアーカイブズだけでなく作成機関と一体となった施策、取組が必要。
社会にとって必要だと認識してもらうよう、マスコミとも協力して普及、啓発に注力すること。
問 48 に同じ。(まず、アーカイブズ機関が存在しているということを知ってもらう。そのうえで、具体的にどのような仕事を行なっているかを紹介するとともに、資料保存の重要性を広める。)
アーカイブズの存在、意義、実用性を示すこと。組織において必ず置かねばならないものとして制度的に位置付けること。
その意義を広く理解してもらうこと。そのためには「問 48」に記した歴史公文書を活用することの有用性を示していくことが必要だと考える。
利用者：市民意識ないしは権利意識を自覚すること。行政機関：市民 (citizen) に対する説明責任を自覚すること。研究者やジャーナリストにアーカイブズを独占させないこと。
情報発信。
まずはその存在・業務について知ってもらうこと、そして利用してもらうこと。
利用のしやすさ。利用者自身がアーカイブズにアクセスしやすい環境を作るという意味で、アーキビストが解答を提供するというのではない。専門家でないとアーカイブズを理解できないという思い込みによる敷居を下げるための普及教育活動。
資料保存の 3 機関 (M、L、A) は、目先の効能 (集客数、経済波及効果、賑わいづくり等) の有無で評価されてはならないこと、記憶の保持という、もっと普遍的で大切な目的のために設置されて活動する機関であることを、わかってもらえる人を、一人でも二人でも、こつこつと増やして行くことに尽きると思います。
認証アーキビストができたことで、専門職の質を保ちながら入り口を広げるバックボーンができたのではと思います。専門職の業務を広く、ソフトに、そして具体的に市民に伝えていくことが、市民にとって自分たちの社会における役割のイメージを持ちやすく、アーキビストとの交流が促進されやすい社会づくりにつながるのではと思います。
国・地方自治体が先頭に立ってアーカイブズの重要性を国民・住民に発信し、理解を得る努力。世界に立ち遅れていることを自覚し、公文書管理・保存の予算措置を講じていくこと。関心を持っている層だけではなく、マスコミなどを活用して一般の人たちに周知・啓発を図っていくこと。
アーカイブズ学の研究者、実践者、学習者それぞれによる活動の蓄積とフィードバックが必要だと考えています。実践の裾野を広げることによって理論も進むと考えるからです。
国立公文書館を国立国会図書館と同等の規模と役割が果たせるように拡充し法整備を進めること。国民全員が文書記録の作り手であり、自らを守るために作成し保存し役立つことが自覚できる教育機会を実現していくこと。
そのための容易な解決方法はなく、アーカイブズに対する地域社会とその多様な構成員のニーズに答える活動を積み重ねていくことでしょうか。
公文書館や文書館の認知を図書館・博物館と同レベルにするため、小・中・高の若い世代に対する普及・啓もう活動。
積極的な普及・啓発活動と情報発信。
所蔵資料の利用により公文書館の有用性を社会に広めること。
アーカイブズの役割の周知。

博物館、図書館に比べて、公文書館について理解している方は多くない状況です。このような状況でアーカイブズを社会に根付かせるためには、アーカイブズの役割をより多くの人に知ってもらうことが必要であると思います。具体的には、アーカイブズの役割、展示等を様々な広報手段を用いてお知らせしていくことが必要と考えます。一方、行政では、歴史資料を残していくことについてまだまだ十分な理解が進んでいるとはいえない状況です。一般の方だけでなく、同じ庁内での理解を深めることも課題です。一般の方、庁内の職員に機会あるごとにアーカイブズの重要性を理解していただく努力をしていくことが、今必要であると思います。小さな積み重ねを大切にしつつ、国からもアーカイブズの重要性をPRしていただくことも必要かと思えます。予算等、地方公共団体は厳しい状況ですので、国のPRは地方にとって大きな励みになると思います。
地道な啓発（一度に利用者数を上げるよりも存在意義を認識してもらう諸活動）。
国や地方自治体、企業が記録管理とアーカイブズの重要性、必要性（電子記録、デジタル技術を含む）を認識し、専門的人員の配置を含む具体的施策として取り組むこと。
公文書の存在を、より一般の方にとって身近なものにする必要があると考えている。税制や社会保障など、生活に関わる事柄が、文書作成と密接な関係にあり、それを後世のために保存並びに活用することが、より良い社会への発展に繋がるという理解を醸成する必要がある。
歴史文書の活用が社会にいかにも有益であるかを知ってもらうことが必要であるとする。
アーカイブズは誰もが使える情報資源であるという意識。
公文書であれ、地域資料（古文書）であれ、できるだけ多くの整理、データベース化を進め、多くの人々が利用できるような環境を整備し、それを通じてアーカイブズのもつ社会的価値につき多くの人々の共感をえること。
職務についての理解。
1.ちょっとした調べものにもアーカイブズが利用できるという、利用促進の取り組み。 2.特にプライベートセクション（企業等）の抱える「公開のリスク」不安を下げ、適切な公開基準を提示することによるプライベートアーカイブズの公開と利用促進。
アーカイブズが社会にとってどう役立つか理解していただくこと、またアーカイブズ側もそのための努力をしていくことが必要と思います。
義務教育課程の中で積極的に取り上げ、学校行事である社会科見学等の施設見学に組み込んでもらうなど、子供のころから触れる機会を作ることが必要だと思えます。
まずは役所の意識改革。
全国のアーカイブズ機関にアーキビストが配置されること。
国民がアーカイブズに関心を持つ「きっかけ」作りと、子供や若い世代への教育。
マスメディアの意識培養。
アーカイブズに関わる者が、社会を知ること。
子どもたちに仕事として認識してもらうこと。
専門職としてのアーキビスト自体の周知、理解度を上げること。アーキビストが社会に果たす有益性を証明すること。職場風土の改善を含めて日本社会における文書管理に関する倫理観を良いものにしていくこと。
市民に利用方法、利用の効果を伝えること。結局、市民が公文書の利用方法を知らない、わからないから根付かないのだと思う。

今後進むべき方向を模索するにあたって先人が歩んできたことを知ることが重要であること、そのためには記録を管理することが重要であることを喧伝し続けること。
アーカイブズの構築、管理、利活用をビジネス化すること。
個々のアーキビストが現場で努力し、またその現場が尊重されること。
地道な普及啓発活動。
公文書を作成したり、仕事で携わる人もそうでない人も、アーカイブズ資料が国民共有のものであると認識すること。
アーカイブズの対象を公文書や古文書に自ら限定しないこと。日常のなかにアーカイブズが発生する可能性があることを知ってもらうこと（民間企業、小学校、町内会の活動、スポーツクラブなど）。
記録管理の重要性をあらゆる場面で訴えていくことと、確実に活動を続けていくことだと思います。
（１）魅力ある企画展を公文書館で開催することで、史料保存の意義を来館者に訴える。 （２）個人が一番身近なアーカイブズである「日記」をつけることの推奨。
すべての自治体に公文書管理条例と公文書館を。
まずは自分の勤務先に関係する問題認識であるが、情報公開と秘密保全是本来的に「車の両輪」であるべきところ、情報公開法で「国の安全」等に係わる公開制限事項が規定されているにも関わらず、情報公開の現場では「知る権利」が秘密保全に優先される場合がしばしば見受けられる。本来その判断は当該行政機関の責任で然るべく実施されるべきものであるが、自分の勤務先は創設以来様々な形で「政争の具」とされて来た経緯から情報公開に過敏に反応しがちであり、それらの対応のため現業部門が疲弊しているという現実がある。そしてその反作用として、歴史保存の観点から本来的に「歴史公文書」として評価選別されるべき行政文書が「廃棄」と判断されてしまっているのではないかという懸念もあり、これらに係わる改善提案を現在の職務（行政文書管理に携わる配置ではない）から提言し、勤務先の現況を改善することによってアーカイブズを社会に根付かせる一助としたいと考えている。
一般の人もアーカイブズの活用し、必要な情報を得られるようになること。
一般的な歴史教育の充実（人・組織が物事を判断・検討する際、前提条件として過去からの経緯の確認を行うという文化を醸成すること）。
アーカイブズの重要性をもっと身近に感じて理解してもらう。
特殊なものではなく、現代社会とつながる普通のものであるということをPRすることが必要だと思った。家庭に入ってくる文書もアーカイブズになるなど、身近なことに引きつけて、広く伝えていく必要があるようにも思った。
アーカイブズの必要性が多くの人々に理解されること、その上でアーキビストが公文書保管活動に従事できる周囲の理解が必要。さらに現用文書を熟知する職員がアーキビストへ協力すれば、保管基準がさらに多様化できる。
アーカイブズ教育の機会の拡大、浸透。
公文書等の記録史料管理・保存の重要性を一般に認識してもらうような地道な草の根の取組と省庁等公的機関における恣意的な記録廃棄を許容しない法制度の確立。
小中学校、高等学校の社会の授業の中でアーカイブズを使った授業や施設見学を取り入れる大学の基礎教科としてアーカイブズを学ぶ機会を取り入れる各企業・公的機関の初任者研修の中にアーカイブズや記録管理に関する研修を取り入れる＝誰でも人生で一度はアーカイブズに触れる機会を作る。

<p>アーカイブズに関わる用語を誰にでもわかりやすい日本語に置き換えて統一して行けないでしょうか。歴史に興味がある方でも年配の方にはほとんど通じない。広報するハードルが高いと感じます。</p>
<p>問 48 と内容が重複するが、学校教育機関と連携し、様々な学習支援を通じて公文書館や記録資料の意義を学んでもらう。</p>
<p>博物館の学芸員や図書館の司書との業務内容・知識・技術などの類似部分を共有化したり、同質化することで、学芸員・司書と同様に市民に寄り添う専門研究者である事を周知して、政権党や政府に荷担して公文書の廃棄を促進する側の御用研究者という印象をもたれないようにする。また地域の公文書館や博物館・図書館では、その地域に根ざした情報を多く集め、その情報を利用したさらなる情報発信が出来るようにする研究活動を進める研究者・情報発信者になる必要がある。</p>
<p>アーカイブズが社会にどのように役に立つのかを広く啓発する。</p>
<p>アーカイブ資料の面白さ、貴重な価値を広く知らせる。</p>
<p>アーカイブズを活用して何ができるか、あるいはどのような面白さがあるのかを、多様な方法で広く伝えていくこと。</p>
<p>身近なことと結びつけて有益性を PR すること（生活、仕事、歴史、権利利益等）。</p>
<p>多くの人たちにアーカイブズ所蔵機関を実際に利用してもらうこと。</p>
<p>文書を残すことの意味、文書を残すことが”must”の世界にならないければ、必要性は誰も感じないと思う。むしろ、文書を残したことによるマイナス面が一部の方にはあったとしても、全体としては大きなプラス面があることを広く一般に周知啓発していくことが必要。</p>
<p>社会の制度として、アーカイブズを組み込む必要。</p>
<p>アーカイブズという言葉の認知。デジタルアーカイブが先行し、デジタル情報と勘違いされやすい。資料そのものを含め、資料収集保存管理利用する場であることを周知する機能が必要。また、仕事としての魅力と併せて、生活できる収入が伴うことが必要だと思われる。</p>
<p>アーカイブズを持つことのメリットがコストを上回るということを説明していく。</p>
<p>まず、上記の策（三谷幸喜氏とのコンタクト、アーキビストを主人公にしたドラマの執筆依頼）に見るようなアドバルーン効果。</p>
<p>教育が必要ではないかと考えます。</p>
<p>施設見学や講座などの広報活動を活発に行う。</p>
<p>教育現場でアーカイブズを身近に感じれるようにする必要があると思う。また、資料を用いて論理的に考察するなどの慣習も必要。アーカイブズ自体は国民が必要と思うからこそ設置され維持されるものである。館からの発信も重要だが届くのは一部なので、教育などの場で多くの人が一度は触れることになるような形が良いのではないと思う。</p>
<p>大きな話しにはなるが、証拠や根拠に基づいて考える文化、自ら課題・テーマを設定し調べて考える探究的な学習姿勢を社会に根付かせること。アーキビストが取り組むべきこととして、アーカイブズ施設の存在をアピールするだけでなく、上記のような社会の要求に応えるというアーカイブズの機能を踏まえた普及啓発活動が必要と感じている。</p>
<p>NA の場合は、特に公文書管理関連業務に基づいた認証を行っているが、民間資料や草の根のさまざまな活動と連携しながら、市民社会の文化を変えていく息の長い取り組みが必要だと思います。</p>
<p>アーカイブズが一般の人にとって身近に感じるような働きかけ、また多分野のアーカイブズの拡充。</p>

アーカイブズが社会に根付くのは、一般の職員が選別基準を盾として公文書を大量に廃棄し、地域資料も散逸して、近現代史料についてはすべてが手遅れになった時、必要に迫られてからになると想像しています。地方自治体において専門職としてのアーキビストが正規雇用で採用される見通しは立たないと考えます。また、ジョブ型雇用等に移行して比較的優秀なアーキビストを継続的に雇用し続ける体制を整えることを検討すればよいのではないかと考えますが、ドラスティックな改革が行われない限りは実現しないでしょう。さらに、仮に今後地方自治体においてジョブ型雇用等、現行とは著しく異なる雇用システムが採用されたとしても、採用・人事等を行うのが一般の職員（またはこれに代わるジョブ型雇用の経営・人事等の専門家）である限り、組織としてアーキビストやアーカイブズを評価する知識・能力を持たない自治体が圧倒的多数となるでしょう。そうだとすれば、いかなる雇用形態をとるにせよ、各地方自治体の公文書館は、遅かれ早かれ素人集団になる時が来るでしょう。こうした公文書館等に地域史料を保存するのは、長期的には危険ではないかと思えます。したがって、地方自治体においては公文書館機能を縮小する、換言すれば組織アーカイブズとして純化する方が、歴史的な文書の長期的な保存にとっては被害が少なくすむと考えています。今できることは、アーカイブズを根付かせることではなく、根付く前の段階で、地方自治体やその雇用システムがもたらす被害を最小限に抑え、地域史料に波及させないことだけでしょう。

組織体におけるアーカイブズまたはアーカイブズ機能の構築。

情報・資料の管理には、歴史・生活・文化の継承に易する記録と企業や自治体などの組織運営に関する証拠としての記録とがあるが、まずは前者の意識を高めることが先決ではないか。歴史資料や遺産を利用して、市民一人一人が自身を歴史的コンテクストの中で把握するような多面的な教育やサービスを展開していくことが望ましい。その一つとしてアーカイブズは利用者の一次資料へのアクセスを容易にするべきと考える。

広報、利用等周知活動。

アーカイブズが、我々の「歴史」を記述し、跡付ける（証拠立てる）ために必須のエビデンスであることをより具体的に国民に理解してもらうこと。

まず、ここでいうアーカイブズとはなにか、正しい定義づけが必要だと思えます。専門家と名乗る人たちも捉え方は様々です。それはそれでアーカイブズの多様性を物語るものですが、最低限コアな部分だけでも共通理解があって然るべきでしょう。私が思うアーカイブズについて言えば、アーカイブズが民主主義の基盤であり、挙証説明責任をもって市民のために存在するものです。このことを皆様に理解いただき、支持していただきたいと考えます。それによって、十分な予算を得、活動してほしいです。国立公文書館については、新館での展示もいいとは思いますが、本来の利活用、つまり利用請求に対する審査を迅速にして利用決定することを大切にしながら利用請求を待つのではなく、自ら率先して開示することを願います。急速なデジタル化に対しては、デジタル・プリザベーションを担うべき人材育成が必要でしょう。アドボカシー、アーカイブズの存在意義のPRを具体例を示して、進めていきましょう。かといって、アーカイブズは国民の資産なのだから利用者を分断するような態度には違和感を覚えます。アーカイブズとは、に立ち返っての、あらゆるレベルでの意識改革が求められるでしょう。

時間。早急に成果を求めるのではなく、地道な活動の中で根づいてゆくと思えます。

情報資源としての有用性を当たり前で認識してもらうための努力。図書館や博物館と同等の認知。

公文書作成主体である公務員の意識改革がまず必要と感じる。社会にアーカイブズを根付かせることは一朝一夕ではいかないと思う。

<p>多々課題はあるが、強いて一つあげれば親機関のアーカイブズ概念へ理解。</p>
<p>問 48 の延長ですが、親組織の意識改革。「文書管理」「文書保存」について組織の一人一人が真摯に向き合うことが最も必要なことだと思います。アーカイブズを設置した組織自体（組織人自身）がアーカイブズを正しく評価し尊重しなければ、その組織を取り巻く（地域）社会に根付くことはないと思います。そのために親組織はアーカイブズの専門職員（「認証アーキビスト」）を組織を挙げて継続的に育成・輩出していかなければならないでしょう。親組織（アーカイブズも含め）にせめて3~4人は必要ではないかと思います。特に若い世代を育成していかなければ。</p>
<p>素朴に、まずは多くの人びとがアーカイブズという考え方そのものを、公文書や古文書が必要であることを、知ることだと思います。</p>
<p>地域活動や所属自治体への働きかけ。</p>
<p>記録は誰のためにあるか、なぜ大切か、という根本的な意識改革。</p>
<p>国立公文書館から国大法人等を含む独法へ、文書の評価選別・管理の指導人員を派遣、出向させる制度がほしい。現場レベルで、公文書管理法が「文書を取っておきたいのに捨てろと言われる面倒な法律」と認識されている場面において、途方にくれている。各法人の実務に即して、具体的に指導を受けるなかで、公文書管理法が「捨てるための法律」ではなく、また組織防衛のために有用なものであることを認識するような設計が必要であると感じる。現状、国立公文書館から提供されているeラーニングがあるが、実地の指導も必要であると思う。</p>
<p>人権感覚。</p>
<p>歴史資料とは古いものという考え方が定着している感が強い。現代資料が将来の歴史資料になるということを啓発し、過去のものと同様に保存する重要性を普及することが必要ではないか。</p>
<p>アーキビストという職種をPRし、政府が公文書管理法を地方自治体に義務を課し、公文書館法を改正すること。</p>
<p>アーカイブズをよく知らない人も手に取りやすいような入門書の出版や、教育コンテンツの充実。</p>
<p>社会からの認知。</p>
<p>一般の方々がアーカイブズに求める歴史的な情報を揃えること（調査に来られた方に必要な情報を提供できるようにする）。</p>
<p>デジタルアーカイブズの構築と運用の推進、図書館や博物館等に比べていまだ認知度が低いため普及啓発活動の充実や情報発信。</p>
<p>普及啓発活動、学校教育との連携。</p>
<p>アーカイブズの充実は、一般市民がそれを利用すること（開示請求含め）が一番手っ取り早いことを周知したい。特に政治等について、「文書を適切に保管管理しないような人には投票しない」という姿勢をはっきりさせることで、文書管理は正常化されていくと考える。</p>
<p>多種多様なアーカイブズの魅力を発信してアーカイブズに関心を持ってもらうとともに、利活用しやすい環境（デジタルアーカイブズやデータベース検索など）を整えて充実させていくことが必要だと思う。</p>
<p>税金で運営されているという自覚を市民が持つこと。</p>
<p>民主主義を支える基本的保障制度である事を、法的整備ならず行政の広報（公民館の教養講座を活用等）として広く周知する活動が、地道ではありますが必要なのではないかと思います。</p>
<p>自治体や企業の人事制度の中にいかにアーキビストを位置付けるかという検討。</p>

メディアを通じて資料が持つ社会的価値を広く一般に周知すること。
研究、教育機関だけでなく、私たちのような在野のアーキビストを除外しない姿勢を国立公文書館がとること。
アーカイブズ関係者が、在野や設置機関職員に対して、アーカイブズと認証アーキビストを認知、理解してもらうために様々な活動を実施することが必要。
小さいときから、アーカイブズに親しむことが必要だと思います。図書館に行くような感覚で、アーカイブズに出かける。言葉としてはだいぶ定着しつつあるように思いますが。
アーカイブズに対しては「古い文書の集まり」という認識がまだまだ強いと思われるので、現在の自らの生活にも関わる身近なものであることを少しずつでも浸透していくように展示、講座、発信（HP、SNS）などの活動を積み重ねていくことが必要だと考えている。
市民の資料に対する意識。
普及啓発。職員に対してあるいは県民に対して文書（公文書）の管理の重要性を周知したい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の現実に即した日本語によるアーカイブズの標準的な教科書またはそれに準じる書籍づくり。</li> <li>・専門職団体（≠学会）の設立と活動。</li> <li>・初中等教育で、とくに生活に関わる教科の中になかに記録の整理に関する学習を導入する。個人的な経験だが、自分が訪問したことのある、米国、イタリア、韓国の家庭に比べると、日本では一般家庭において文書の整理やファイリングがあまり普及していないと感じる。</li> </ul>
アーキビストの法的地位の保証、資格価値の向上、アーカイブズ学を基礎としたアーカイブズの基礎的認知を高校地歴教科「日本史探求」「世界史探求」の教科書レベルで行う。副教材の資料集レベルでは扱うところも出てきている。教科書の重みは大きいので「資料と記録の探求や保存管理の意義」などの内容を探求の基礎項目として扱う。
アーカイブズの義務教育事業への関与と、国家公務員・地方自治体職員への研修普及。
教育による普及活動。公教育において、文化資源機関（図書館、博物館、アーカイブズ）の存在や、その利用方法などを学習指導要領に盛り込んでもらう（例：総合的な探求の時間など）。中、高、大で使い方も変わるので、それぞれの過程で入学したら必須の学習とする。また校外学習や見学会を定期的に授業に取り入れてもらう。その際、アーキビストが出前授業や見学会の対応を行う。
義務教育期間における教育。
資格所有者に対する賃金の向上。
まずは専門職として理解していただき、また組織に欠かせないものであることを広く知っていただくことが必要だと考えている。また、大学院を出てアーキビストとして活躍したいと考えても、待遇がよい就職先は限定的であり、多くの募集はアーキビストとしての仕事だけで家族を養えるような給与を得られない状況にある（学芸員なども同様の問題が生じているが）。これでは若い方には希望がない。待遇は社会・組織における必要性を示している面もあるので、そのような認識を改めてもらえるよう、専門職団体や国立公文書館などを通して活発に活動をしていかなければいけないと考えている。
自治体での専門職雇用。
アーカイブズ機関へのアーキビスト配置を義務化する。
市町村規模の情報公開や文書を取りまとめる機関にもアーキビストが配置され、一般的な職業として認識されるようにする。

<p>アーキビストの社会的地位の確立。アーカイブズの重要性を広めること。公文書館には必ずアーキビストを置かなければならないと定めること。</p>
<p>公文書館に正規のアーキビストを複数人設置を義務とする。職場で、専門でもない正規職員が長年独断で取り仕切っていたことの弊害が出ています。（何をどう判断したのかの理由も何もわからず記録がない状態で、引き継ぎも不十分。）複数での合議と判断を義務づけることでそういった弊害を防ぎ、組織内での人材育成をしつつ、継続的に業務をこなしていくためには、複数人の正規職員アーキビストが必要。その上で、パートタイム等の様々な雇用形態があったらいいと思います。（ちなみに、子育て中の今の私には、パートタイムがちょうどいい雇用形態です。）ただ、非正規の個人的努力を隠れ蓑にして、組織が変わろうともせずに許されるあり方は、やはりいびつだと思います。</p>
<p>会計年度任用職員という制度がアーキビストという専門職の性質とマッチしておらず、また所属自治体では 3 年を超えて継続任用が制度上できない（1 年間の空白期間を設けなければ再度任用されない）という状況にあり、そうした非正規雇用・官製ワーキングプアなアーキビストによって運用されるアーカイブズの脆弱性（知識・技術の継承が困難）やアーキビストという職業そのものの不安定さを変える必要があると痛感している。最低でも期間の定めのない任用に変えていく必要がある。</p>
<p>国、自治体、企業（学校含む）は正職員としてアーキビストを必ず配置しなければならないという法律制定。</p>
<p>アーカイブズにはアーキビストを必置とすること。司書、学芸員と同程度の割合で、大学においてアーキビストの資格が取得できること。アーキビスト資格保持者（新卒）を募集できること。国立公文書館が時の政府に忖度せずアーカイブズの役割を果たしているさまを見せること。</p>
<p>専門職であるにもかかわらず九割方非正規雇用であり、任期付きという職務体系の改善。アーキビスト資格の国家資格化。</p>
<p>アーキビストの国家資格化と地方自治体への配置の義務化。</p>
<p>アーキビストの人数（職業としてアーカイブズを担う人）が増えることが必要だと思います。</p>
<p>様々なアーカイブズ機関や、文書管理に関係する現場でアーキビストとしてのポストを確保すること。</p>
<p>認証アーキビストをアーキビストの統一的公的資格として制度を確立させる必要がある。</p>
<p>学芸員資格のような国家資格化と専門職化。</p>
<p>資格認証の垣根が高い感じがする。段階的、階層的な基準を作る必要があり、建築士のように一級、二級とかの視覚を早く設定する。この点についてさらなる検討が必要かと思う。</p>
<p>国家公認の資格となり、就職に役立つ資格とあること。</p>
<p>きちんとアーキビストとしての就職先を作ること。</p>
<p>国や独立行政法人はもちろん、大学、各自治体、企業等のアーカイブズ機関においても、アーキビストの常勤ポストを設置していくことでなり手を増やす。</p>
<p>博物館や学芸員が抱える問題と同じく、アーカイブズやアーキビストに対する社会的認知が進められても、その定着は前途多難と捉えている。その根本には専門職を軽んじる組織風土と、専門性を発揮したいとする職員の志向性の不一致であり、その点が抜本的に解消されない限り、アーカイブズやアーキビストとの未来は暗い。</p>
<p>国・公共機関全体に記録管理体制およびアーカイブズ資料の収取・保存体制を一律に普及していくための根拠づくり（法律改正）と調整機構。行政機関のみに影響力がある機関・組織では今と変わらな</p>

い。
アーキビスト（常勤職）の働き口の確保、その前提としての公文書館法の改正（附則の撤廃）が必要と思います。
例規、諸制度の改定。公文書管理を行う部署の保存に対する意識改革。アーキビストの地位、認知度向上。
制度や法（特に地方自治体における条例等）の一層の整備。その重要性を周知するための普及活動、等ではないでしょうか。
「アーキビスト」という資格や職種が、一定の現場には必置であるような仕組みづくりが必要だと思います。
◆公文書館法の附則（専門職員についての特例）2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。を撤廃すること。
◆国立公文書館が各省庁の記録管理に関する改善に乗り込めるような法整備と質の高いスタッフを揃えること。
公文書館未設置自治体の段階的解消。
行政はアーカイブズを設置し、アーキビストを置かなければならないことを法律で定める。
アーカイブズの考え方や重要性を、様々なシーンで周知させていくことがまず必要と考えます。ソフトな方法としては、例えば断捨離のことが色々なサイトで目に入るように、アーカイブズをCMのように多くの人々の目に入るよう、耳に入るような仕掛けがあっても良いのではないのでしょうか。しかし、それと同じぐらい必要なことは、それを担うアーキビストが輝くシーンを作り、アーキビストが文化と価値の担い手として活躍し、憧れの職業となることだと考えます。現状では妄想のようですが、それが現実になればアーキビストとアーカイブズの未来は明るいものにならないでしょう。
エンタメを作ればいいのでは。「図書館戦争」とか「ギャラリーフェイク」のような。
アーカイブズ=お硬い、あるいは専門的すぎて近寄りがたい、と言うのが世間一般の理解であろう。ただ、アーカイブズは歴史的知的資源として無限の可能性があるうえ、日本人は一般的に歴史好きでもあるのだから、エンターテインメント要素を全面に出してコンテンツを生み出せば、一気に認知される可能性を秘めると思われる。あるいは現状のアーカイブズは公的機関のものであるが、社会の大多数は民間部門であるのだから、ビジネスアーカイブズの設置を法制化するなど民間に網をかければ、必要に迫られて社会に根付くのではないだろうか。
アーカイブズの持つメリット（活用方法）を広く認知してもらうこと。たとえば、民間企業においてアーカイブズ機関を持つ（または利用する）ことによって、作業効率の向上と人件費の削減・企業ブランディングが見込めることが広く知られれば、もっとアーカイブズおよびアーキビストの存在意義が普及するようには思います。現在の“アーカイブズ”は、“古い物を置いておく（選別・整理・保存のみ）”イメージが強く、その後の“活用”に光が当たっていないように思います。アーカイブズ機関を利用したことがない人が大半なので無理もないことではありますが、これまでの枠にとらわれない活用方法（コストメリットも含む）を発信することができないかと日々考えています。（安易ですが、数年前の校閲のようにお仕事ドラマになってくれないかなと、密かに期待し続けています）
アーキビストの専門職団体。
専門職団体の設立と、その社会に向けての活動。
公文書館等における閲覧制限の大幅な緩和、政府機関における情報隠蔽体質の是正。

それを考える立場にはないので、こうした問題意識を持ったことがない。  
わかりません。



## 認証アーキビスト実態調査結果

令和4年9月

独立行政法人国立公文書館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3番2号

独立行政法人国立公文書館

統括公文書専門官室 アーキビスト認証担当

電話 03-4360-3174

(担当直通、土日・祝日を除く9:30~17:00)

FAX 03-3212-8809

Email [ninsho@archives.go.jp](mailto:ninsho@archives.go.jp)

URL <https://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>